

令和6年第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第17号

令和6年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年3月1日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和6年第1回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和6年3月1日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

9番 三 好 郁 雄 10番 白 川 皆 男

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

開会前に、本日で2か月を迎えた能登半島地震で犠牲となられた方々に哀悼の意を表しまして、黙禱をささげたいと思います。御協力をお願いいたします。

黙禱。

〔黙禱〕

○白川正樹議長 黙禱を終わります。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

まず最初に、先ほど表彰を受けられました三好郁雄議員さん、この表彰を機にますます健康に留意されて御活躍されますこと、そして、町政の発展のためにお力添えを賜りますよう今後ともよろしくをお願いいたします。

今日から弥生3月、三寒四温を繰り返し、少しずつ春に近づいてきたように感じる今日この頃でございます。

元旦に発生しました能登半島地震で被災されました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興復旧をお祈りいたします。

そのような中、東南海・南海トラフ地震の発生確率も非常に高くなってきております。明後日、あさっての3日にはまんのう町総合防災訓練が実施されます。この訓練は町と防災関係機関の連携共同要項を訓練するとともに、地域住民が活用できる実践的な訓練を実施し、防災活動に関する技術の向上及び防災意識の高揚を図ることを目的としております。

また、避難所開設、防災装備品等の展示、点字体験ブースを設置し、見学者に災害への備えの参考にしてもらうものでございます。目的を達成するために多くの町民の皆さん方の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

本日、令和6年まんのう町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

今定例会は新年度予算を審議する特に重要な議会であります。今定例会に上程いたしておりますのは議案２４件、諮問１件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、議案関係について、町長より、地方自治法第１４９条の規定に基づく議案２１件、同法第１７９条の規定に基づく専決処分議案１件、同法第１８０条の規定に基づく専決処分報告１件、農業委員会等に関する法律第８条の規定に基づく同意議案１件、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条の規定に基づく同意議案１件、人権擁護委員法第６条の規定に基づく諮問案１件の提出があり、受理いたしました。

次に、議会に提出された報告関係について、組合議会関係では、中讃広域行政事務組合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会において定例会が開催され、令和５年度補正予算及び令和６年度当初予算審議のほか、職員の育児休業等に関する条例や職員の給与に関する条例の一部改正等の審議が行われております。

また、監査委員より、地方自治法第２３５条の２に基づく令和５年１１月分から令和６年１月分までの例月出納検査において、収支、基金出納状況、現金保管状況ともに適正に処理されているとの報告がありました。

これら報告または提出のあった書類は、タブレットのサイドブックス内にそれぞれ入れておりますので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第１ 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第１、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の３月定例会運営に関する報告を申し上げます。

２月２９日、午前９時３０分より、全員協議会室におきまして、執行部と議長同席の下、議会運営委員会の委員全員出席し、第１回定例会の運営について慎重に審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第１号について御説明申し上げます。

- 日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定 本日から3月19日までの19日間といたします。
- 日程第4 施政方針
- 日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長
- 日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第8 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の確定について）
- 日程第9 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町手数料条例の一部改正について） 即決でお願いします。
- 日程第10 議案第2号 まんのう町監査委員に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。
- 日程第11 議案第3号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の廃止についてから日程第13 議案第5号 まんのう町特別会計条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題とし、付託一覧表のとおり所管の各委員会に付託
- 日程第14 議案第6号 まんのう町印鑑条例の一部改正について 教育民生常任委員会に付託
- 日程第15 議案第7号 まんのう町介護保険条例の一部改正について 教育民生常任委員会に付託
- 日程第16 議案第8号 美合辺地に係る総合整備計画の策定について 総務常任委員会に付託
- 日程第17 議案第9号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について 総務常任委員会に付託
- 日程第18 議案第10号 本目辺地に係る総合整備計画の策定について 総務常任委員会に付託
- 日程第19 議案第11号 字の区域の変更について 建設経済常任委員会に付託
- 日程第20 議案第12号 まんのう町道路線の変更について 建設経済常任委員会に付託
- 日程第21 議案第13号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について 総務常任委員会に付託
- 日程第22 議案第14号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号から日程第25 議案第17号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号までの4議案を一括議題とし、付託一覧表のとおり所管の各委員会に付託
- 日程第26 議案第18号 令和6年度まんのう町一般会計予算（案）から日程第29 議案第21号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）までの4議案を一括議

題とし、付託一覧表のとおり所管の各委員会に付託

日程第30 議案第22号 令和6年度まんのう町下水道事業会計予算（案） 建設経済常任委員会に付託

日程第31 議案第23号 まんのう町農業委員会委員の任命について 即決をお願いします。

日程第32 議案第24号 まんのう町教育委員会委員の任命について 即決をお願いします。

日程第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決をお願いします。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

なお、一般質問は3月4日、5日の本会議にて行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番、三好郁雄君、10番、白川皆男君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○白川正樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月19日までの19日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は19日間と決しました。

日程第4 施政方針

○白川正樹議長 日程第4、施政方針を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本日ここに、令和6年第1回まんのう町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、令和6年度当初予算における主要施策の概要につきまして御説明を申し上げ、議員並びに町民の皆様の御理解と御賛同を賜

りたいと存じます。

まず初めに、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震において亡くなられた方々に心から哀悼の意を表し、御遺族と被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

まんのう町といたしましても、すぐに本庁及び支所などに社会福祉協会関連の義援金箱を設置し、広く町民の方々から支援を求めているほか、当町を含む香川県の9町が協力し、水や食料などの緊急支援物資を香川県町村会を通じて被災地に送ることになっており、全国からの様々な支援により、被災された方々が一日でも早く平穏な生活を取り戻されるよう願っておるところでございます。

それでは、「社会経済情勢と国の動き」から申し上げます。

日本経済につきましては、雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いております。

また、景気回復の長期化や少子高齢化もあり、企業の人手不足感が大きく高まっており、今後も内需の増加傾向を維持するために、技術革新や人材投資などによって生産性を大幅に向上させ、限られた人材の効果的な活躍を促すことが重要であり、これによって生産性の向上が賃上げや消費の喚起につながるような好循環を一層推進することが大きな課題であるとされております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、これまでの全額公費負担での特例臨時接種は今年度3月をもって終了となります。令和6年度からは、秋から冬に季節性インフルエンザと同様に一部自己負担での高齢者向け定期接種となる予定であります。詳細が決定次第、住民の皆様にお知らせしてまいります。

次に、本町の財政状況と今後の見込みでございます。

まず、歳入の根幹をなす町税などの一般財源について、個人所得に関する税収につきましては、春闘で大幅な賃上げの動きが見られたこと、香川県内の最低賃金も過去最大の引上げ幅となり、賃金の底上げが図られることなどから、一定程度の伸びが期待できるものの、エネルギー価格の高騰などにより、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れ、今後の経済状況に与える影響が不透明なことなどから判断すると、景気の動向に対し敏感に反応する法人に関する税などの歳入が極端に落ち込む可能性があることから、全般的に一般財源の伸びは大きく期待できない状況にあります。

さらに、本町の地方交付税は個別算定経費である合併特例債償還金の算入金額増加及び臨時財政対策債発行可能額の大幅な減額による臨時経済対策補填分が見込まれることから、令和6年度当初予算において、普通交付税は前年対比1億円の増額とし、令和5年度決算見込みにより、特別交付税は前年度同額としているものの、一般財源所要額の確保に影響することから、その備えとして一層の行財政運営のスリム化を図る必要があります。

一方、歳出につきましては、満濃農村環境改善センター取壊し工事などの普通建設事業費の増加や、住民へ防災情報などを提供するためにGIS（地理情報システム）を再構築

する委託費の増加、また、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫し、厳しい状況が続くものと思われます。

それでは、令和6年度当初予算の概要について御説明申し上げます。

令和6年度のまんのう町当初予算は、一般会計と特別会計合わせて総額170億7,170万円となっており、前年度当初予算総額と比較して4億1,590万円の減少、2.4%の減となっております。

会計別に見てみますと、まず、一般会計では総額117億1,000万円であり、対前年度1億2,000万円の減少、1.0%の減となっております。

次に、特別会計は53億6,170万円で、前年度に比べて2億9,590万円の減少、5.2%の減であります。

当初予算の主要な増減を分析してみますと、一般会計は総額が前年度に比べて1億2,000万円の減少となりました。主な理由として、プレミアム商品券発行事業が町内全世帯を対象とする1万円の「まんのう町地域応援商品券」配布事業として繰越予算に計上されたことにより、令和6年度当初予算から約1億3,000万円減額されたことが挙げられます。

一方、満濃中学校等管理運営費や町道等維持管理費は継続事業となっております。

次に、特別会計は前年度に比べて2億9,590万円の減少となっています。主な要因を会計別に見ますと、国民健康保険特別会計（事業勘定）では6,130万円、対前年度比2.7%の減少となっており、国民健康保険特別会計でも480万円、対前年度比7.1%の減少となっております。

また、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金が増加、介護保険特別会計では介護サービス給付費が増加となっております。

下水道特別会計及び農業集落排水特別会計は、令和6年度より特別会計ではなく、以前の水道事業のような企業会計となり、合わせて下水道事業会計となります。

内訳といたしまして、下水道事業会計では2億1,300万円、対前年度比2.0%増、農業集落排水事業会計では4,000万円、対前年度比33.3%増となりました。

また、浄化槽整備推進事業特別会計では、施設の払下げが全て終了したことにより、令和6年度から特別会計が廃止となります。

なお、国民健康保険、後期高齢者等の医療保険関係の特別会計は国の制度改正に左右されるものであり、その影響も大きいため、動向を注視していく必要があります。

次に、総合計画につきましては、令和2年度から10年間を計画期間とする第2次まんのう町総合計画の見直し時期となっており、人口減少、少子・超高齢化社会や労働力人口の減少など、社会全般にわたり、様々な影響を鑑みながら、今後も引き続き本町の新たなまちづくりの方向性に基づき、施策の総合的かつ計画的な実施に取り組んでまいります。

次に、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進についてでございます。

情報システムの標準化に引き続き取り組むとともにGISの再構築を行い、住民の方へ地図情報の発信に取り組んでまいります。

また、外部のデジタル人材を活用し、マイナンバーカードの利活用や生成AIの活用、住民との接点の改革について検討を進めてまいります。

それでは、令和6年度の主要な事業、施策の概要につきまして、第2次まんのう町総合計画の基本目標・施策目標並びにまんのう町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の分野別施策に沿って御説明申し上げます。

なお、まんのう町総合計画の分野別計画である第2期まち・ひと・しごと総合戦略の期間が令和2年度から令和6年度までの5年間であり、本年度は令和7年度よりの次期第3期の計画策定年度となります。

地域創世の方針として第1期戦略で掲げた「元気まんまん まんのう町 ～誰もが住みよい・住み続けたいまちづくり～」を踏襲し、基本目標、分野別施策の検討を行っていき、第3期まち・ひと・しごと総合戦略の策定を行ってまいります。

それでは、まず基本目標の一つ、「自ら学び、支え合うまち」の政策目標の1「みんながいきいきと支え合って暮らせるため」における福祉の分野についてでございます。

障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます。障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重過ぎない範囲で対応することが事業者にも求められます。

（竹林昌秀議員退席 午前9時56分）

例えば、障害のある人が来店してきたときに、「欲しい商品があるのですが、売り場が分かりません」と対応を必要としている意思が示されたとき、「それならお求めの商品の売り場まで案内しますね」と付き添ったり、高いところ陳列された商品を取って渡すなど、物理的環境の配慮、また、筆談、読上げ等、分かりやすい表現を使って説明するなど、意思疎通の配慮を行うことです。

合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解しながら、共に対処案を検討することが重要です。

事業者の皆様、また、町民の皆様におかれましても、主な障害特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ検討の上、柔軟に御対応いただけるようお願い申し上げます。

次に、予防重視の健康づくりの推進の観点から、自らの健康に関心を持ち、主体的な健康管理に取り組むことができるよう、特定健康診査やがん検診の受診率、特定保健指導の実施率の向上を図り、疾病の早期発見や早期治療につなげ、重症化の防止に努めます。

なお、歯科健診につきましては、令和5年度は30歳以上の5歳刻みの方を対象に、令和6年度からは20歳及び25歳の方へ対象を拡大し、さらなる若年層からの歯周病対策に取り組んでまいります。

また、母子保健では、不妊症や不育症に係る治療費の助成及び出産・子育て応援ギフト

の支給により子育て世代を経済的に支援するとともに、産後ケア事業の充実及び妊娠期から子育て期まで一貫した伴走型相談支援の実施により産後うつや新生児への虐待を防ぎ、また、電子母子手帳アプリの導入によりDX化に取り組み、子育ての支援の充実に努めてまいります。

次に、政策目標の2、豊かな学びと生きがいを育むための教育関係の取組についてでございます

まず、教育内容の充実についてでございます。

令和5年度におきまして、英語のスピーキング力の向上のために、オンライン英会話授業を小学校6年生と中学校2年生に試験導入いたしました。これは県内の公立の小中学校では初めての試みでありましたが、児童生徒の反応は好印象なものが多く寄せられております。令和6年度からの本格導入といたしまして、小学校は6年生、中学校は1年生から3年生までの全学年に拡大し、授業を実施したいと考えております。

現在、各小中学校に外国語指導助手、いわゆるALTを配置しておりますが、これらの授業とも連携し、スピーキング・リスニングの能力向上はもちろんのこと、外国の方とも積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育み、総合的な英語力の向上を目指してまいります。

次に、中学校の部活動についてでございます。

文部科学省が休日の部活動について地域移行を進めることを打ち出しております。教職員の働き方改革がその背景の一つにありますが、本町におきましては、地域の方を部活動指導員として雇用している状況でございます。

また、令和5年度におきまして、部活動地域移行検討準備委員会を設立いたしました。来年度以降、県教委の動向も注視しつつ、現在の形も含めて、どのような形の地域移行ができるのか検討してまいります。
(竹林昌秀議員入室 午前10時01分)

次に、こども園につきましては、令和6年度において、ICTを利用した幼児教育の一環として保育業務支援システムを導入し、保育・幼児教育の質の向上、保育士の業務改善を目指してまいります。

また、将来の町立こども園・学校の在り方についても検討を進めてまいりたいと考えております。

現在の学校運営は、保護者はもちろんのこと、地域の方々や各種スポーツ・文化団体の方と連携・協働させていただき成り立っております。しかしながら、これからさらに進むと予想される少子高齢化社会に対応するためには、どのような教育体制や子育て支援のための施策、施設整備といった計画が必要であるか検討するため、町立こども園・学校の適正規模・適正配置検討委員会の設立を計画しております。令和6年度におきましては、この検討委員会設立のための準備委員会を立ち上げ、できる限り早い段階で本委員会を設立できるよう、鋭意推進していく所存でございます。

次に、学校教育の施設関係でございます。

まず、四条こども園につきましては、懸案事項でありました駐車場不足の解消ということで、新たに用地を確保し、駐車場を整備することができました。

また、学習環境の整備と電気代の節約を目的として進めております学校施設の照明のLED化につきましては、大規模改修工事に併せて実施するなど、順次、進めておりますが、令和5年度は高篠小学校及び高篠こども園の照明施設の整備を実施いたしました。令和6年度につきましては、満濃南小学校、長炭小学校の普通教室と琴南こども園の未更新部分の実施を予定いたしております。

次に、生涯学習施設についてでございます。

勤労青少年ホームは働く青少年の生涯学習やコミュニティーの拠点、また、避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしていますが、天井がつり天井となっており、地震時に脱落する危険性があることから、耐震対策工事を実施いたします。また、施設の老朽化が進んでいることから、空調、外壁などの改修工事も併せて実施いたします。

次に、国際社会で活躍できる人材の育成と外国人との交流の場を設け、相互理解を促進するため、令和6年7月には台湾の屏東大学と交流協定を締結し、若者同士の交流を実施するとともに、国際社会に適応する人材育成を行います。

次に、文化財についてでございますが、国指定名勝「満濃池」において、昨年度策定されました保存活用計画及び今年度策定予定の整備基本計画を踏まえ、整備に向けたアクションプランとして、保存・活用・整備について関係機関と連携し、取り組んでまいります。

(大西樹議員退席 午前10時05分)

また、ユネスコ無形文化遺産に登録されました「綾子踊」に関しましては、日本各地での認知向上がなされており、さらにユネスコ無形文化遺産登録後、初めての定期公開が予定されておりますので、「綾子踊」が次世代に着実に継承されるとともに、地域の活力向上につながるよう、保存会と協力しながら取組を推進してまいります。

次に、政策目標の3、多様性を認め合う社会を築くための取組についてでございます。

人権尊重の社会の実現に向けては、様々な人権教育や人権啓発を推進するため、平成28年に施行された部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、LGBT理解増進法の四つの法律により、引き続き、差別の解消に向けた取組を行ってまいります。

(大西樹議員入室 午前10時06分)

男女共同参画の推進では、誰もが自分らしく、社会の中で幸せに生きていくために、お互いの人権を尊重し合い、それぞれの多様な在り方を認め合うことが求められています。しかし、性別による差別や偏見、LGBTQプラスを含む性的少数者者に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を行ってまいります。

次に、基本目標の2「農林商工・観光が息づくまち」の政策目標の4「しごとを創出する」取組についてでございます。

農業の振興につきましては、御承知のとおり、遊休農地や不作付地の発生や事前の防止対策が喫緊の課題となっております。

また、農業用資材の高騰により、耕種農家の大きな負担となっているほか、畜産農家においても、飼料価格の高騰により経営が圧迫されているところでございます。こうした課題に対しては、土地利用型農業を推進するため、昨年から本格的に実施いたしております耕畜連携によるWCS用稲の作付面積を大幅に増やし、水田活用の直接支払交付金を有効に活用できるように取り組める体制を強化してまいります。

次に、地域の農地をより具体的また適正に利用するために、農業に関する地域計画を令和6年度末までに策定し、実効性のある計画にしたいと考えております。

地域計画の策定に当たりましては、それぞれの地域の実情に応じて、認定農業者のみならず、農業を担う多様な経営体や自治会代表者にも御参入いただき、全ての地域で環境保全や景観保持の観点からも意見を集約してまいります。その中で、担い手が不足する地域にあっては、新たな集落営農団体の設立を香川県、JA、町が一体となって後押しして、農業委員や推進委員も積極的に関わりながら推進してまいります。

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の協定農用地面積の確保に努め、町内農地の荒廃の防止、保全に努めてまいります。

次に、土地改良事業につきましては、遊休農地、耕作放棄地の解消及び山間地など条件不利地域での農業生産基盤の整備はまんのう町にとって非常に重要な課題と捉えており、したがって、今後、農業を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、本町の重点事業としております県営中山間地域総合整備事業、農地耕作条件改善事業、単独県費補助土地改良事業、小規模ため池防災特別対策事業、集落営農推進生産基盤整備事業などを本町とまんのう町土地改良区が連携を図ることによって、適正かつ円滑に実施できるよう取り組んでまいります。

次に、森林・林業につきましては、本町の森林が総面積の約7割を占めることから、水源涵養、国土保全など公益的機能を高度に発揮し、成熟しつつある森林資源を有効活用することにより、森林の適正な管理を図り、林業の振興と手入れの行き届いた美しく安全な山林づくりを両立させるよう取り組む必要がございます。

そのため、森林・林業の関係者による森林委員会での審議を経て取りまとめた「まんのう町豊かな森林づくり基本計画」を策定し、今後の目指すべき森林の姿を明確にし、計画性を持って整備を進めてまいります。

その中で、森林の管理と整備においては、その担い手である森林組合を核とした森林整備体制の強化が欠かせないことから、本町の森林状況を的確に把握するための森林資源調査と造林事業の推進計画、担い手育成支援などについて、森林環境譲与税等の財源を有効に活用したいと考えております。

(大西豊議員退席 午前10時11分)

このほか、森の恵みを生かし、日常生活に緑を取り入れた地域づくりとして、新生児への木のおもちゃプレゼントや町内の森や自然、木使いに関する体験の機会の提供など、子育て・幼児教育・学校教育を通じた「木育事業」や「みどりの学校推進事業」などに取り組んでまいります。

また、ヒマワリの種子生産につきましては、本年度もまんのうひまわり振興協議会を中心に、関係機関の協力を得ながら、一層の品質向上を目指して作付補助事業を実施し、昨年度とほぼ同じ約15ヘクタールの作付を計画しております。

次に、有害鳥獣被害対策に関しましては、引き続き、農地への害獣進入防止柵の設置について補助事業を実施するとともに、鳥獣駆除事業により補助金を交付して捕獲を促し、イノシシ等個体数の減少に努めてまいります。（大西豊議員入室 午前10時12分）

続いて、昨年、県内で初めて巣立ちを迎えることができました国指定特別天然記念物コウノトリについてですが、現在も親鳥は定期的に巣に戻っている姿が確認されており、産卵へ向けて期待が高まっているところでございます。先般、巣を保存する工事は完了いたしました。これからも引き続き、地元の方々や教育委員会などとの関係機関と連携を密にしながら、コウノトリの見守り体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、商工関係では、原油価格・物価の高騰などによる町民の家計負担軽減と地域内消費の喚起、活性化を目的として、昨年度も実施した町内全世帯を対象とする1万円のまんのう町地域応援商品券配布事業を本年も実施し、商工事業者並びに住民の生活を支援してまいります。

次に、企業誘致に関しましては、産業の振興及び雇用の創出が図られるよう、企業誘致優遇制度の指定要件を一部見直し、さらなる企業誘致の促進を図るとともに、企業用地についても調査研究を行ってまいります。

次に、移住・定住対策についてでございます。

若者住宅取得補助事業が本年度中の事業となっておりますが、年間約40件程度で順調に推移しており、町外からの転入や町内からの転出を防ぎ、一定の効果を発揮していることから、継続して実施していきたいと考えておりますが、さらなる効果を発揮するために、地域木材利用促進事業、水道給水管敷設事業、空き家対策事業等との連携及び内容等の拡充を検討していきたいと考えます。

また、昨年度より実施しております大学等奨学金の返済に苦しんでいる若者を支援するための「まんのう町定住者大学等奨学金返還支援補助事業」につきましては好評であり、継続実施し、移住・定住の促進を図ってまいります。

次に、ふるさと納税につきましては、令和5年度は1億円を超える寄附額となっており、毎年順調に増加しております。今後もさらなる寄附金額の増加を図るため、返礼品の品目を充実させるとともに、広く情報発信を行ってまいります。

次に、基本目標の3「ゆったり暮らせるまち」の政策目標の5「快適な暮らしを支える」についてでございます。

ごみの適正な処理の推進として令和4年度より開始しました可燃ごみの祝日収集を本年度も引き続き行うことといたしております。また、昨年より新たな取組として開始いたしました独り暮らしの高齢者や障害を持たれた方などを対象としたごみの「ふれあい戸別収集」ですが、現在20件余りの利用者があり、好評をいただいているところであります。

ます。これも快適な暮らしを支えるための業務の一つと考え、一層の御活用を期待しているところでございます。

一方、近年では燃やせるごみが増加し、燃やせないごみ、資源ごみが減少傾向にあり、ごみ全体で見た1人当たりのごみ処理量が、徐々にではありますが、増加傾向にあることから、4R運動の啓発と推進を継続し、生ごみ処理機やコンポストの助成事業の活用などと併せて、ごみの減量化と再資源化に向けた取組を行ってまいります。

また、生活排水の適正な処理の推進としては、水質保全の観点から、生活排水処理対策として合併処理浄化槽整備への助成制度を引き続き実施してまいります。

次に、地球温暖化防止対策の推進につきましては、地球温暖化の防止と資源保護の観点から、住宅用太陽光の発電システムに加え、令和4年度より蓄電システムの導入助成制度を実施いたしましたところ、昨年度は予算枠を全て消化し、今年度は当初の予算枠を上回る結果となりました。地球規模で見ますと微力ではありますが、本町としましては、新年度も引き続き導入助成制度を実施し、地球温暖化防止と限りある資源の保護に向けた対策を推進いたします。

次に、防災・減災対策につきましては、令和5年6月に消防団の水防技術の維持・向上を目的として水防工法技術講習会を実施いたしました。また、令和6年3月3日には、防災関係機関や民間企業、地域の防災団体等と連携したまんのう町総合防災訓練を開催いたします。幅広い方々に御参加をいただき、関係機関の相互連携強化や防災意識の向上を推進してまいります。

消防団活動としましては、消防団員の確保と活動の円滑化のため、令和4年度に仲南地区消防団組織の再編を行いました。再編に伴い、現在、春日地区で第10分団屯所を建築中であり、今後も順次、組織の再編に伴い副分団ごとの老朽化した屯所を統合し、分団ごとの屯所整備を進めてまいります。

次に、政策目標の6「地域課題をみんなで解決する」についてでございます。

交通弱者対策として「あいあいタクシー」や福祉タクシー券助成事業を行っておりますが、今後も皆様方の御意見をいただきながら、より効果的な事業の運営に努めてまいります。

また、令和6年度には地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、持続可能な公共交通網の形成を目指してまいります。

交通安全対策につきましては、令和5年中に香川県内で起きた交通事故での死者数は33人で、前年比2人減となりましたが、人口10万人当たりの死者数は3.72人で、全国ワースト4位と、依然として厳しい状況にあります。

また、町内の死亡事故は2件発生し、2人が亡くなりました。本年も引き続き、交通安全キャンペーンや各団体と連携した行事等で交通安全意識の啓発と事故防止の取組を推進

してまいります。

また、交通安全施策の一環として取り組んでおります高齢免許返納制度についても、デマンドタクシーの一年間共通パス券助成を継続し、制度の利用者が増えるように周知、啓発を図ってまいります。

次に、琴南地区の地域振興として取り組んでおります「島ヶ峰地区そば栽培体験事業」及び「川奥そば打ち道場」は、都市と山村地域の交流を促進するため、川奥地区において、平成14年度よりグリーンツーリズム事業の一環として実施いたしております。コロナ過により、令和2年度、3年度と中止になった「そば栽培体験事業」も令和4年度より再開しており、令和5年度は参加者38名で実施されました。

「そば打ち道場」につきましては、令和5年度は約286名の応募があり、前年比約20%増と大幅に参加者が増加しております。

また、地元有志の方により設立された「島が峰の原風景を守る会」は、国、県、町の補助事業を有効に活用し、島ヶ峰地区遊休農地の再整備事業に取り組んでおります。島が峰地区のソバ栽培を中心に地域活性化のためのイベント事業、ボランティア活動を積極的に行っていただいております。例年9月に実施している花見会には約500名の参加があり、盛大に開催されております。

また、新たに実施されました「第1回島が峰そばフォトコンテスト」には109点の応募がありました。

今後も島ヶ峰地区におけるグリーンツーリズム事業を中心とした都市と山村地域の交流や耕作地の拡大、そばのブランド化など、地域活性化を促進するための事業を継続的に取り組んでまいります。

次に、仲南地区につきましては、仲南支所、教育委員会、小学校、こども園、公民館、町民文化ホール及びサン・スポーツランド仲南が一体的に町民の集いの場として活用され、「教育の杜」としてさらなる教育・文化・スポーツの拠点として、地域の交流や地域の活性化を図ってまいりたいと思います。

以上、令和6年度の予算編成の基本方針並びに町政運営について申し上げます。

結びになりますが、令和6年度は私にとりましては町長就任5期目の中間である2か年を終え、折り返しの成果を見せる年であり、進取果敢の気概を持って町政運営に取り組み、さらなるまんのう町の活性化と町民福祉の向上のために心血を傾注してまいる決意でございます。どうか議員各位をはじめ、町民の皆様方の変わらぬ御理解と御支援をお願い申し上げます。令和6年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○白川正樹議長 施政方針を終わります。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○白川正樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

○白川皆男教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月13日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員4名、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、四条公民館増築工事を現地視察し、その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況についての報告がありました。

委員より、内科診療所の受診者数の減少の要因は人口の自然減が影響しているとのことだが、最近、臨時休診日が増加していることも要因となっていないかとの質疑があり、執行部より、臨時の休診日が増えているが、先生の学会出席などによる休診であるため、定期的に受診されている方には事前にお薬を渡すなどの対応を取っているとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、主要行事についてと戸籍・住基関係、環境関係について報告がありました。

委員より、定住自立圏構想協議会と香川県循環型社会推進担当者会の協議内容について質疑があり、執行部より、定住自立圏構想協議会では、中讃管内の2市3町の脱炭素の担当課の会合で、太陽光やPHV用の充電器の普及など、脱炭素の推進の取組について協議を行った。また、香川県循環型社会推進担当者会においても、香川県の脱炭素協議会の下部組織の担当者会で、脱炭素事業について意見交換などを行ったとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、行事等の報告と介護保険料について報告がありました。

委員より、日本人の8人に1人と言われている慢性腎臓病におけるまんのう町の罹患患者数などについて質疑があり、執行部より、福祉保険課と健康増進課で把握している情報を精査して報告するとの答弁がありました。

委員より、住民税非課税世帯への生活支援給付金の支給は計画どおり1月31日までのスケジュールで実施できたのかとの質疑があり、執行部より、住民税非課税世帯への支給は計画どおり実施することができた。また、住民税均等割世帯にも支給することとなり、予定では3月15日頃にお知らせ通知をお送りして、早い方で4月初旬に支給ができるように進めているとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、事業等の報告と中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉

バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、子宮頸がんワクチン接種におけるキャッチアップ接種の取組について質疑があり、執行部より、来年度がキャッチアップ接種勧奨の最終年度となっており、未接種の方には、再度、勧奨のお知らせを予定しているとの答弁があり、委員より、キャッチアップの期間も迫っているので、未接種の方への再勧奨を十分にお願ひするとの意見がありました。

委員より、「かりんの道」について質疑があり、執行部より、精神障害者を対象に外出や創作活動などを行う居場所づくりの取組で、琴平町と協同で実施しているとの答弁がありました。

委員より、健康増進課と仲南支所で運行している温泉送迎バスについて、利便性を維持したまま運行の統合など合理化を図ることはできないかとの質疑があり、執行部より、健康増進課では満濃地区を、仲南支所では仲南地区を対象に運行しており、統合すると広域な地域の運行となり、利便性が低下すると考察するとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、行事報告、2月1日現在の町内園児・児童・生徒数について、まんのう町部活動地域移行検討準備委員会の設置について、まんのう町立こども園・学校の適正規模・適正配置検討委員会の設立準備会について説明がありました。

委員より、部活動地域移行について検討準備委員会で協議していくとのことだが、今後、どの程度の検討期間を想定しているのかとの質疑があり、執行部より、まんのう町部活動地域移行検討準備委員会で協議し、半年から1年ほどで検討委員会の設立を目指しており、第1回準備検討委員会で方向性を定めたいとの答弁がありました。

委員より、まんのう町部活動地域移行検討準備委員会設置要綱の構成委員に議会議員が入っていることについて質疑があり、執行部より、検討準備委員会設置要綱には入れているが、委嘱の際にどのような立場が望ましいのか議会と相談したい。また、検討委員会の設立に向けても同様に進めたいとの答弁がありました。

委員より、10年後を見据えて町内の学校の適正な規模や配置について協議を行うとのことだが、給食調理場の在り方についてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、現在、自園自校式給食で運営しており、11か所の調理場で調理をしているが、今後の学校の適正な規模や配置についての検討委員会の中で併せて協議したいとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況についての報告と四条公民館増築工事進捗状況について説明があり、委員より、増築される四条公民館の備品購入について質疑があり、執行部より、パイプ椅子や調理器具などは満濃農村環境改善センターの備品を活用し、どうしても必要な物のみ追加購入しているとの答弁があり、委員より、利用者から町立図書館の開館時間の延長の要望があるが、開館時間の見直しなど是可以のかとの質疑があり、執行部より、図書館の来場者などにアンケート調査を実施したところ、開館時

間を早めてほしいという意見を多くいただいている。今後、運営業者とアンケート調査の結果を基に協議したいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○白川正樹議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

○合田正夫建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月14日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他であります。

まず、琴南造田地区、コウノトリ飛来地の巣の現状と、神野地区、満濃池転落防止柵改修工事をそれぞれ現地視察しました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より12月以降の事業報告を受けました。

初めに、地籍調査課より、令和4年度及び令和5年度調査地区工程検査、令和4年度調査地区地籍図・地籍簿成果閲覧について報告がありました。

委員より、調査前筆数と調査後筆数の割合が約半分程度に減少しているが、何か問題が発生しているのかとの質疑があり、執行部より、特に問題があったわけではなく、所有者と地目が同じ隣接する土地を所有者の意向で合筆したことにより、筆数が減少しているとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会の行事報告、農林振興関係の行事報告のほか、満濃農村環境改善センター利用状況、有害鳥獣捕獲頭数及び木育関係実績の報告と、コウノトリ営巣地保存工事に関する報告書の説明がありました。

委員より、有害鳥獣事業でイノシシの捕獲頭数が非常に少ないと聞く。その原因が温暖化と豚熱でないかと説明があったが、最近では鹿の被害も増えてきているが、豚熱との関連はないのかとの質疑があり、執行部より、東讃地区の情報によると、イノシシが減れば鹿が増えると聞くが、鹿が病気により死んでいるケースの報告はないとの答弁がありました。

委員より、コウノトリの巣の横に配線を外した電柱があるが、今年の子育ての際にコウノトリがよく止まっていたので、今後の子育てを考慮して、止まり木として活用できないかとの意見があり、執行部より、電柱はN T Tの所有で町に譲渡されていないが、今後の子育ての様子を観察して、必要なものであれば活用できるように対策をしたいとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、主なため池の2月9日現在の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告、また、満濃池転落防止柵改修工事の説明がありました。

委員より、現地視察を行った満濃池転落防止柵について、堤体の池側にも同じ擬木の転落防止柵を設置するとのことだが、もう少し景観に配慮した工夫はできないのかとの質疑があり、執行部より、町の単独事業で実施するのであればデザインの選択肢は増えるが、国庫補助事業での実施を予定しているため、補助対象となる条件がある。なお、管理者の満濃池土地改良区から現在の計画で要望が上がっており、また、国指定名勝満濃池保存活用計画策定委員会の中でも専門家に協議をいただき、文化庁にも承認をいただいているので、現在の計画でお願いしたいとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得補助及び地域木材利用住宅等補助事業、水道給水管布設事業、ひまわり推進事業、ものづくりセンター管理運営事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業、ふるさと納税事業、商工事業、移住・定住事業の報告がありました。また、仲南振興公社が管理する塩入温泉の現在の状況と、まんのう町企業誘致条例施行規則の改正について報告がありました。

委員より、ものづくりセンター管理運営事業で新たにひまわりポン酢を商品化し販売するが、180ミリリットルの容量で1,080円は価格的に高いのではないかとの質疑があり、執行部より、通常のポン酢にはオイルは使用されていないが、ひまわりポン酢にはプレミアムオイルを使用し、高付加価値商品として販売をするとの答弁がありました。

委員より、来年度のヒマワリ作付において、生産者への説明会などのスケジュールについて質疑があり、執行部より、来月3月に説明会を予定しており、品質管理にむらが出ないように、熟練者の方にもアドバイスをいただきたいと思っているとの答弁がありました。

委員より、ふるさと納税事業で寄附額が対前年度比約30%増とあるが、まんのう町も他の市町のように新たな返礼品の追加はあったのかとの質疑があり、執行部より、新しい中間管理業者から提案をいただき、新たに商品を追加しているが、人気はうどんや野菜となっているとの答弁がありました。

委員より、塩入温泉の入込客数が平成27年度では年間約12万人だが、令和4年度では4万8,000人程度に激減していることから、既にマンネリ状態で魅力がないのではないかとの質疑があり、執行部より、本町に限らず温泉施設の老朽化は深刻で、閉館している施設もある。塩入温泉は大規模修繕工事が必要な時期が来ているが、仲南振興公社の運営を総合的に検討し、今後の運営について判断する必要があるとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。以上です。

○白川正樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○白川正樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る2月15日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、本庁舎の地下書庫、自家発電設備、防災センター施設についてそれぞれ視察しました。

その後、全員協議会室に戻り、施設についての質疑を行った後、所管課より事業報告を受けました。

初めに、現地視察した自家発電設備について、委員より、自家発電設備の稼働時間が短く、ほとんど稼働していない。今後、設備の入替えて処分する場合には、有価物として処分するようにとの意見がありました。

次に、総務課より、11月中旬以降の事業報告、町内の火災発生状況、救急出動状況、交通事故発生状況、職員研修状況及び消防屯所関連事業状況などの報告と、3月3日に開催するまんのう町総合防災訓練の訓練内容や参加団体などについて、能登半島地震災害義援金についてなどの説明がありました。

委員より、職員研修の専門研修と能力開発研修の内容について質疑があり、執行部より、能力開発研修については、法律の読み解き方などの法務に関してのものやエクセルやパワーポイントの応用など、職員のスキルアップに関した研修で、専門研修は保健師などの専門分野に関する研修であるとの答弁がありました。

委員より、同様の施策でも所管課がまたがる事業があるので、効率化や住民の利便性を考慮し、事務分担を見直してはどうかとの意見があり、執行部より、機構改革も含めて、令和6年度に十分に協議しながら進めたいとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成について、コミュニティー・自治会関係について、交通対策関係では、あいあいタクシー事業実績、福祉タクシー実施状況や第3回地域

公共交通計画に係る法定協議会等についての説明と、人権推進室では、人権啓発事業、男女共同参画推進事業、長尾会館運営状況について説明がありました。

委員より、先月開催された女性議会において、高校生が参加したことはとても有意義なことだと感じたが、どのような経緯で参加することに至ったのかとの質疑があり、執行部より、男女共同参画推進委員会の中で新たな取組として女子高校生の参加を発案し、琴平高等学校にまんのう町出身の各学年1名の推薦をしていただいたとの答弁がありました。

委員より、福祉タクシーの利用者の減少はタクシーの運転手不足が一因でないかと思うので、他の自治体を参考にタクシー会社への運行補助を検討してはどうかとの意見があり、執行部より、香川県ではタクシーとバス運転手の2種免許取得補助制度を検討しているので、県内の状況を収集しながら対応したい。また、福祉タクシーの利用先が医療機関への通院に限られているが、今後、利用範囲の拡充について調査、研究をしたいとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和5年度の個人町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの調定収納状況についてとコンビニエンスストア決済、スマートフォン決済、地方税統一QRコード決済の実績について報告がありました。

次に、会計室より、通常の会計経理事務についてと前回の所管事務調査以後の例月出納検査の監査結果について、監査委員より、適正に処理できているとの報告を受けたことの報告がありました。

次に、琴南支所より、11月から1月の事業報告、琴南農改センター・琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

委員より、軽自動車の車検時に納税証明書が必要でなくなり、証明書発行件数が減ったと説明があったが、制度改革等により事務量や実績数に増減があった場合は、今後も事業報告の際に併せて説明するようにとの意見がありました。

委員より、先般、防災関係のテレビ特集番組で、長尾の城山や島ヶ峰の道路の土石流、崩落について取り上げられていた。最近では島ヶ峰のそば畑へ訪れる方が増加しており、今後も安全に多くの方が訪れていただくためにも道路整備が必要で、どのような計画になっているのかとの質疑があり、執行部より、毎年、路肩やのり面の崩落や倒木などがあり、通行に支障が出ないように対応しているが、延長が長いので修繕等が追いついていない。島ヶ峰のそば事業は町として重点的な取組のため、補助事業などを活用し、集中的に道路整備ができるように調査、研究をしたいとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、事務事業報告、窓口業務受付件数、町マイクロバス運行実績についてなどの報告がありました。

委員より、福祉バスの乗車実績がない地域があるので、利用促進の対策を行ってほしいとの意見があり、執行部より、福祉バスの運行路線について、現在の2路線運行を1路線に統合できないか自治会と協議しており、今後、利用促進の取組と併せて協議したいとの答弁がありました。

委員より、三豊市では地元の方と協議しながらバス路線の変更などを行っていると聞く。仲南地区においても対象となる地元自治会の方と十分に協議をするようにとの意見があり、執行部より、近隣自治体を参考としながら、仲南地区連合自治会などと協議の上、最善の運行を目指したいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質費なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 8 報告第 1 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の確定について）

○白川正樹議長 日程第 8、報告第 1 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の確定について）の件を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第 1 号 専決処分の報告（和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項に基づき、令和 5 年 12 月 13 日付で別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

概要といたしましては、令和 5 年 10 月 13 日金曜日の午後 2 時頃、総務課職員が公用車で徳島県板野郡松茂町中喜来字東組 5 番地の交差点付近を走行中に、左折する際、車体左側が民家のフェンス及びフェンス裏の縦どいに接触し、損傷したものでございます。

この事故について相手方と協議した結果、修繕に必要な費用として、損害賠償額 16 万 5,000 円を支払うことで合意したため、早急に修繕するため専決処分を行いました。

なお、賠償金につきましては、町村会総合賠償補償保険から支払っております。

以上、専決処分の報告といたします。

○白川正樹議長 本件は議会の委任による専決処分ですが、特に質疑がありましたら許可をいたします。

14 番、大西豊君。

○大西豊議員 ただいまの専決処分について質問します。

報告第 1 号については、分かりやすく説明をいただきたいと思います。さきの 15 回議会報告会におきましても、各自治会の調査の中から町議会のことを分かりやすく説明をいただきたいと思いますという声がありました。分かりやすく説明をいただきたいと思います。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 大西豊議員さんの御質問にお答えします。分かりやすく回答いたしたいと思います。

まず、令和5年10月13日金曜日の午後2時頃、総務課会計年度任用職員が公用車で徳島県板野郡松茂町の交差点付近を走行中に左折する際、車体左側が民家のフェンス及びその裏にありました縦どい、雨どいに接触し、損傷したものでございます。

事故当時の夕方、まんのう町公用車管理規定に基づき、様式第3号の自動車事故報告書が運転者から提出され、決裁を取っております。

また、当該職員の事故を起こしたことによる処分に関しましては、翌週、基準により、町長より訓告を言い渡し、今後、このような事故を起こさないように口頭による厳重注意をしております。

また、令和5年10月16日月曜日には、警察により現場検証が事故現場である徳島県で行われ、相手方もその場で立ち会い、フェンスの修理などの話を行いました。

その後、町村会総合賠償補償保険が、相手方と協議した結果、修繕に必要な費用として損害賠償額16万5,000円を支払うことで合意し、令和5年12月13日に確定したため、専決処分を行いました。

なお、賠償金につきましては、既に町村会総合賠償補償保険から相手方に支払っております。

また、次にドライブレコーダーの映像についてでございますが、検証しようと、事故後、10月16日月曜日に確認作業をいたしました。パソコンによるもので、総務課担当職員が行いましたが、詳しく映像を確認しましたところ、確かに住宅のフェンスに接触した際と思われる動画が記録されており、確認することができております。しかし、現在、その事故動画は上書きがされており、残っておりません。

今後、このような事故が発生した場合、ドライブレコーダーの事故動画をパソコンに保存するなどの対応を取りたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、事故を起こした職員が議員さんを待たせておったわけなんですけれども、そのときになぜ報告しなかったかの点について御報告申し上げます。

フェンスに接触し、物損事故を起こしたわけですが、徳島県でもあり、バスも通常どおり動く状態であったこと、及び、帰りの時間が遅くなっては議員さん方に申し訳ない、迷惑をかけたくないという気持ちが職員にはありまして、まんのう町まで送って帰ることが優先と判断したと当該職員は言っておりますので、その辺も併せて御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 私もこの案件については、専決処分が出るということが分からなかった時点で一般質問をしております。課長のほうから相当詳しくあったんですけど、この案件は地方自治法、今、書いてあるとおり、180条の規定により、違法ではないが、適切で

ないということが問われております。なぜ今日まで遅れたのか、理由をお聞きします。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 ただいまの大西豊議員さんの御質問にお答えします。

なぜ事故報告が議会に対して遅いのではないかとこの趣旨だと思われそうですが、昨年10月に職員が県外で物損事故を起こしました。バスを運転中に誤って民家のフェンスに当たったものであり、昨年、車両は保険を使って町内の自動車販売業者により修理が完了していましたが、12月議会のタイミングでは、まだ民家のフェンスの修理代、いわゆる損害賠償金額が確定中でありましたので、確定した次の議会、いわゆる本3月定例会において専決処分の報告ということにさせていただきました。

なお、平成29年2月27日に議決されております議会の委任による町長専決処分事項の指定についての第2項に、法令上、町の義務に属する1件の金額が裁判所法第33条第1項第1号に定める価格を超えないものの和解、調定及び損害賠償額の決定に関することとあり、100万円以下の損害賠償は町長が専決できることとなっておりますので、その辺りも御理解よろしくお願いいたします。以上です。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、総務課長説明あったとおりだと信じたいんですが、この事故は、普通、対物で100ゼロの場合は、特段理由がなかったら、こっちが100認めとるんだから、町村議会の保険は普通の一般の任意保険と同じでしょ。違うんですか。互助会とかなんとか言いよったけど、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 大西豊議員さんの御質問にお答えします。

町村会総合賠償補償保険でございますけれども、こちらのほうはほかの保険と同じであるというふうに認識しております。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 そうであれば、今回の場合は100ゼロで認めておるんですけど、基本的には保険会社が後処理するんでないんですか。一般の保険会社と同じであれば、過失割合は何ぼ100ゼロであっても、事情聴取はしますけど、その保険会社が手数料によって、代理店、役場が代理店になるかどうかは分かりませんが、それは関知できないんですよ、支払いの金額については。そこら辺はどうなってるんですか。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 大西豊議員さんの御質問にお答えします。

ほかの一般的な保険と同じで、保険会社のほうが向こうのほうと、相手方と100ゼロでありましたので、物損ということで話し合いをして、その額が16万5,000円というふうに確定したのが12月だったということで、専決処分を12月にしたということでございますので、それで報告が保険会社町村会総合賠償補償保険のほうからまんのう町にあったのが12月13日であったということでございます。よろしく申し上げます。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 恐らくここでおる議員でも、ある程度、議席を重ねてきとる方は知っ
とると思いますけど、一番近い議会です。例えば10月13日であれば、12月は本会議
開会中です。それは今までの議会と執行者のルールであります。金額が多いとかそこら辺
は別にして、ルールは守ってもらわなければいけないと思います。町長、今の判断どのよ
うに思いますか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

12月13日に結果報告されたということでありますので、速やかに12月議会中に報
告をするべきものであったかなと思っておりますが、そういったことで報告が遅れました
こと、誠に申し訳ありませんでした。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 すみませんで済まんのですよ。あの問題については、ちょうどその前
に臨時議会があったんですよ。そのときに職員の報酬額の報告があったんですよ。遡って
報酬を増額する予定なんですよ。そのときも私も発言しました。なぜ、もうちょっと僕は、
議会も、執行者も、議員の報酬が1年間で約1億円ちょっと、執行者が4億円ちょっと、
管理職が。5億円でまんのう町を運営しとるんですよ。事故はしようがないと思います。
この結果報告が遅かったきに、同じことを言いますけど、平成30年、31年の2月4日
に地元自治会の人が不正を訴えたのに、適正な対応をしなかったんですよ。それは私は重
要なことですよ。対等の立場ですよ、議会と執行者は。5億円のお金のなかから年間80
日程度で、議員も四、五百万円報酬をもらっております。1日の日当に直してみたら相当
な金額になりますよ。やっぱり我々議員は報酬をもらっている以上、住民の声を議会に反
映して、執行者にやっぱり誤ったことは是正してもらわな、先ほど総務課長は言うわけ
ですよ。100万云々、そういう問題じゃないんですよ。過去の執行者と議会の申合せがあ
るんですよ、暗黙のうちの。多分、総務課長が言うようなこと僕答弁するかと思って、ま
んのう町の議会だより、また、議員の議会だよりを見たら、会期中なんですよ。まだ大分
日にちあるときですよ。皆さんよく覚えていると思いますが、12月議会は、ちょっと待
ってください、間違ったこと言えませんで。

○白川正樹議長 大西豊議員、報告第1号の和解及び損害賠償の額の確定についての
質問をお願いいたします。

○大西豊議員 その質問に関連したことです。基本的には、議会と執行者の信頼関係
を損ねますよ。ただ金額云々だけの問題じゃないんですよ。会期中なんですよ。それで、
今、言っとるのは損害額も決定しとるんですよ。ドライブレコーダーが消えとったか、も
うちょっとそこら辺も教えてください。先月の町長の私の一般質問の中の答弁でも、全車
にドライブレコーダーを設置し、酒気検知器もそろえて、乗るときと降りるとき確認して、
そういう報告ですよ。12月議会のドライブレコーダーとかアルコール検知器については、

ちゃんと乗る前と乗る後、検知しとることを、機械についても、何で、当時、恐らく白川議長が提案して、70台ほど、恐らく1台3万5,000円、二、三百万円の費用をもって、その機械をなぜ消えとるで報告するんですか。言い訳ですよ。ちょっと不思議に思うんは、通常、100ゼロの事故で物損であっても、その日にしまいになりますよ。遅れたらあかんいうけど、この間も局長も同じような、委員会で言いよりましたけど、2時ですよ。もんてきよって、間に合わなんだらいかんき、2時ですよ。恐らく帰ったんは5時頃やったと思いますよ。正確な答弁をいただきたいと思います。

○白川正樹議長 大西豊議員、今さっきも言ったように、賠償額の決定についての質問でお願いしたいのと、大西豊議員は一般質問でも出しておりますので、そのときをお願いしたいと思います。

○大西豊議員 今、議場で承認するときなんです。それが僕の一般質問済んでからやったら、ほかの議員に失礼になる。全然、恐らくこの事故については、みんな調べてなかったら2人ぐらいやったんですよ。

詳しく言いますと、会議が4時半までやったんが1時間ぐらい早く終わるんで、局長のほうで運転手のほうに連絡をして、連絡がつかん、連絡がつかんいう中でのあの事故なんです。やっぱりそこら辺はドライブレコーダーが上書きして消えとるいうんでは、もうちょっと住民の目線で、局長も助言してあげてくださいよ。みんな全然事故のこと知らんのですよ、暗かったから。私はあんまりパニック状態の状態がはたから見えましたので、傷がついとるん分かりました。だけど今回の事故かどうか分かりませんでしたけど、後々、いろいろ聞こえてくるところによると、そういうことやって、次々、情報を流してくるんですよ。慌てて帰ってきよって、2時ですよ。事故が2時ですよ。帰ってきたのは5時ですよ。その日に現場検証できるんですよ。わざわざ金、土、日、月、4日間遅れて現場検証するということはまずあり得ないんですよ、物損事故で。どっちかが異議申し立てせん限りは、それはちょっと議会軽視やわ。起こった事故はしょうがないけど、処理の方法が悪いですわ、それは。

○白川正樹議長 執行部答弁がないようですので、大西豊議員、一般質問でまたお願いしたいと思います。

(発言する者あり)

そしたら、休憩を取ります。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時42分

○白川正樹議長 休憩を戻します。

執行部のほうに言います。

この件に関してもそうですけれども、これからも迅速に報告のほうをお願いをいたします。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者あり)

さっき言ったことの答弁をお願いします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま議長から注意を受けました。議長のほうから注意がありましたとおり、これから二度とそういうことがないように、真摯に受け止めて、職員にも十分通達してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 質疑を終了いたします。

これをもって、本件は報告済みといたします。

ここで、休憩をとります。議場の時計で1時まで休憩といたします。

休憩 午前 1 1 時 4 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第9 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町手数料条例の一部改正について）

○白川正樹議長 日程第9、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町手数料条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第1号の専決処分の承認について、その提案理由を申し上げます。

このたびの改正につきましては、昨年の令和5年11月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、本年の3月1日に施行されたことに伴い、本町のまんのう町手数料条例の一部を改正する必要が生じ、2月9日にまんのう町手数料条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、住民生活課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 住民生活課長、山本貴文君。

○山本住民生活課長 それでは、本件議案第1号専決処分の承認について、まんのう町手数料条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

本件の専決処分につきましては、先ほど町長が申しあげましたとおり、令和5年11月6日に公布されました地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が3月1日に施行されることに伴います本条例の一部改正を専決処分とするものです。

まず、改正箇所となりますのは、条例中の第２条（種別及び金額）の手数料の種別及び金額は、別表のとおりとするとありますように、別表中の２、戸籍法に基づく証明手数料の箇所であります。

お手元の新旧対照表を御覧ください。

改正前の、別表第２の（１）の次に、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行と手数料に関する事項、同じく改正前の（２）の次に除籍電子証明書提供用識別符号の発行と手数料に関する事項をそれぞれ設けるものです。新たに設けられますこの戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号につきましては、戸籍及び除籍の情報が１６桁の数字で構成されました識別符号に変換されて、その識別符号が通知書に印字されて発行できるようになるものです。その場合の手数料としまして、新旧対照表の改正後の（２）にありますように、戸籍の識別符号の通知書は４００円に、また、ただし書にありますように、従来どおりの証明書と通知書の両方を同時に発行する場合は、識別符号の通知書が無料になります。除籍の場合も戸籍の場合と同様に識別符号の通知書のみ場合は７００円、証明書と通知書を同時に発行する場合は通知書が無料となります。この新たに発行されます通知書の用途につきましては、パスポートの申請時と相続登記の手続時になります。

次に、新旧対照表の改正後の（７）と（９）にありますように、改正前の（５）と（７）に記されております届書の種類に電子化された届書情報等として一つ新たなものが加わるものであります。この電子化された届書情報等につきましては、出生届や婚姻届、入籍、死亡等の届書、住所地と本籍地が違う方が住所地などの自治体に提出した場合、これまでには住所地などの自治体から本籍地の自治体へ郵送にて届書を送付していたものですが、新たに受付した自治体が戸籍システムに取り込み、電子化されたものによって送信できるようになります。この方法が導入されることによりまして、郵送に係る時間短縮ですとか郵送料の削減などが考えられます。

以上、議案第１号専決処分の承認、まんのう町手数料条例の一部改正につきましての御説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第１号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町手数料条例の一部改正について）を採決いたします。本案について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

日程第10 議案第2号 まんのう町監査委員に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第10、議案第2号 まんのう町監査委員に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町監査委員に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方自治法「第243条の2の2」が「第243条の2の8」に繰り下がったことから、当該改正箇所を引用している本条例の第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改正するものでございます。

なお、この改正により条文の内容が変更されるものではございません。

施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日と同じく令和6年4月1日からとしております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２号 まんのう町監査委員に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１１ 議案第３号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の廃止について

日程第１２ 議案第４号 まんのう町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第１３ 議案第５号 まんのう町特別会計条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第１１、議案第３号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の廃止についてから日程第１３、議案第５号 まんのう町特別会計条例の一部改正についての件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第３号 まんのう町公営設置浄化槽管理条例の廃止について、その提案理由を申し上げます。

本条例につきましては、平成９年度から平成２０年度にかけて、旧仲南町で行われた浄化槽整備推進事業により設置しました浄化槽の管理に関する条例として平成２２年に制定された条例でございます。

事業中に設置されました浄化槽は全部で８２７基ありまして、設置後１５年を経過したものから、平成２４年度より、順次、設置しております御家庭へ譲渡してまいりました。この譲渡対象でありました８２７基の譲渡手続が令和５年度をもちまして全て完了し、譲渡後は個人管理となりますことから、本条例を廃止するものであります。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第４号 まんのう町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

人口減少による下水道料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、全国的に下水道事業の経営環境は厳しさを増しております。総務省からは経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、公営企業会計への移行を要請されており、当町でも近隣の地方公共団体と同様に、令和６年４月１日から下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へと移行するため、条例を制定するものでございます。

条例につきましては、添付しておりますので、そちらを御覧ください。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第５号のまんのう町特別会計条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

令和6年度から下水道特別会計及び農業集落排水特別会計が統合して地方公営企業法適用を行い、企業会計に移行になること及び浄化槽整備推進事業特別会計が事業完了により廃止となることから、まんのう町特別会計条例の一部を改正する内容になっております。

具体的には、改正議案のとおり、改正前にある第1条中（4）まんのう町下水道特別会計下水道事業、（5）まんのう町農業集落排水特別会計農業集落排水事業、（6）まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計浄化槽整備推進事業をそれぞれ削り、（7）から（10）までをそれぞれ（4）から（7）に繰り上げる内容となっております。

なお、この条例の施行日は令和6年4月1日としております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。議案第3号、議案第4号及び議案第5号はそれぞれ委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 3本上程されましたが、まず、議案第3号、浄化槽管理条例の譲渡が終わったので廃止するということであります。廃止について反対するものではありませんが、公費により整備した合併浄化槽が、全く町が管理運用の責任を失うものではないということを確認しておきたいんです。

合併浄化槽は都市下水と農村集落排水との比較において選ばれて、トータル的にコストが安く、非常に成果を上げてきたと思います。しかし、その目的は排水の水質の管理であって、環境保全が目的であります。個人に譲渡した場合に、個人が法定検査を受けているのか、合併浄化槽の機能を発揮しているのか、失っているのかの検査を行い、町が報告を受けて、どこができていて、できていないというのを把握すべきだと思います。

それから、合併浄化槽を廃止したときの届出を求めるそのルールが要るんじゃないかと思います。条例を廃止したときにこれがどうなるのか、これをまず答弁を求めたいです。

それから、第4号にも、私、質問あるんですが、続けましょうか、分けましょうか。

○白川正樹議長 分けたほうがいいです。

○竹林昌秀議員 じゃあ、まず3号を御答弁願います。

○白川正樹議長 住民生活課長、山本貴文君。

○山本住民生活課長 ただいまの竹林議員さんの質問にお答えしたいと思います。

議員さん御心配のとおり、浄化槽の維持管理というのは、基本的に個人のほうでしていただくということで、今回上がっております町設置型の浄化槽につきましても、今、進行形で行っております合併浄化槽の補助事業で設置された浄化槽、今後とも同じような管理になります。

手続としては、個人の方から浄化槽協会へ報告しまして、検査とか点検とかの案内はそちらのほうからされております。

委員会でもお答えしたことがあるかと思いますが、管理の方法としましては、町がこうしてください、ああしてくださいというところから個人さんに離れて、今、行ってます浄化槽の管理の方法、今、町が行っております補助事業で設置した浄化槽も同じような管理方法になります。大体、今までその管理検査を受けてますか、点検してますかみたいな、そういった報告というのが直接町のほうにこれまでもあったわけではないんですが、問合せをすれば、大体こういう数字になってます、7割、8割ぐらいが点検検査を受けてたように思います。その後、受けてないところをどうしてますか、それは県の保健所のほうから、再度、受けてくださいねという、そういう通知が行って、その中で幾つかの方のほうから検査をしているといった状況になっております。

同じような見方で今後とも管理のほうをしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 今、浄化槽の管理に伴う権限とか手続、こちらは課長よく分かったわけでありまして、所在している市町村が気がついたことを県や法定管理を行うところと連絡を密にして、怠りのないように、公費を投入した施設でありまして、その責任を全うしていただく運用を御期待申し上げます。よろしくお願いします。

何といっても水質の保全ですね。七、八割が法定検査をされておるということでありますが、その2割をどうするか、県や検査するところ相談してやっていただきたい。これを要望して、その仕組みを何かつくっていただきたいと思います。

続きまして、議案第4号であります。公営企業法の財務規定を適用するように変わるわけですね。これは非常に結構なことだと思うわけです。財務諸表で報告される、これは既に指定管理者となっている琴南の振興公社や仲南振興公社もそれですし、社会福祉法人の正友会なんかも財務諸表で報告される。それから水道会計もこれで報告されてきたわけでありまして、町役場は財務諸表を読み解く力量を持ってないといかんと思うわけですね。町役場の会計は現金出納会計であって、お金の動きをつかんでるだけですけれども、これになりますと、売ったけどもまだお金が入ってきてない分がどれだけあるとか、仕入れである材料がどれだけ眠っておるかとか、それから取り立てるべき債権が何があるとか、一般会計予算では分からないものを附票をたくさんつけて分かっていることが1枚1枚というか、財務諸表一式で分かるようになるわけです。非常にすばらしいヴェネツィアが開発した手法であって、経営状態が、読む人が見れば一目瞭然ということではありますが、これをきちんと使いこなせるか非常に疑問が多い。

私の娘は、法学部に行った娘には、おまえ、簿記3級のテキストを読み、1週間で読める。簿記3級の演習問題をやれ、テキスト1冊ずつ買って渡しました。1人はちゃんとやった。簿記3級の試験を受けた。もう1人はやりよって、途中で面倒くさくて放り出した。それから、経営情報学部へ行った娘には法学基礎を渡して、おまえ、金の計算はできるように学校で習うんやから、あとルールを運用できたら、おまえ、仕事できるんぞというわ

けですね。

町役場は現金出納で鍛えられた人たちであって、財務諸表をきちんと読める人が少ない。少なくとも仕分けはできないかんし、財務諸表の収支のところは分かりますが、貸借対照表のときは分からずにやってることが多いと思う。ぜひとも財務書を扱う所管課においては、職員２人ぐらい簿記３級のテキストを読み解き、演習問題をやって、眼力を養っていただきたい。それができたからといって経営の問題が読み取れるわけではない。経年変化を読み、同類の施設がどのような人件費の割合でどのような在庫を持ち、どのような粗利益管理をするのか、その経験を積まないことには読み解けない。時間がかかるわけであり、これを育成する手だてを講じるのかどうか、財務諸表を読まなければならない課が増える。これを機会に町長がどのような育成方針を取るのか、財務諸表を読める職員たちでありたい。町長の答弁を求めます。

○白川正樹議長 建設土地改良課長、河田勝美君。

○河田建設土地改良課長 竹林議員さんの質問にお答えしたいと思います。

確かに言われるとおり、私たち職員、公営企業会計はなかなか慣れてない状況でありますので、１年、令和５年度からうちの職員でそういった公会計、そういったものの研修に参加もさせていただいております。というところで、詳細につきましては、これは付託案件ですので、また委員会の中で詳細に説明させていただきます。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 研修でありまして、落ち着いて腰を据えて、じっくり人間は成長するのに理解、時間がかかります。仕組みを理解したからといって使いこなせるところまでいくにはトレーニングが要ります。御期待申し上げます。

○白川正樹議長 ほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第３号は教育民生常任委員会に、議案第４号は建設経済常任委員会に、議案第５号は総務常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第１４ 議案第６号 まんのう町印鑑条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第１４、議案第６号 まんのう町印鑑条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第６号 まんのう町印鑑条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本条例の改正につきましては、昨年、マイナンバーカードの利用方法が新たに追加され、その追加されたサービスが令和５年１２月２０日より開始されたことに対応するため、本

町印鑑条例の一部を改正するものであります。

具体的に申し上げますと、マイナンバーカードにありますＩＣチップの情報をスマートフォンに読み込ませることにより、スマートフォンがマイナンバーカードの代わりとなり、コンビニエンスストア等でサービスを利用できるようにすることを目的に一部改正するものでございます。

改正内容につきましては、住民生活課長に説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 住民生活課長、山本貴文君。

○山本住民生活課長 それでは、本議案第６号 まんのう町印鑑条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。お手元の新旧対照表を御覧ください。

まず、改正箇所となります第１４条中の用語についてであります。４点ほど読み替えていただければと思います。

まず、改正後の上から５行目の個人番号カード用利用者証明用電子証明書というところをカードの裏側にあります、これはマイナンバーカードなんですが、この裏側にありますこの部分、このＩＣチップです。それをＩＣチップに、それから６行目の移動端末機、それをこちらスマートフォンに、それから８行目の移動端末設備用利用者証明用電子証明書というところ、このスマートフォンにこのＩＣチップの内容を読み込ませたものです。その情報と。それから９行目の多機能端末機、これをマルチコピー機と読み替えていただければと思います。

本件の第１４条中の改正の内容としましては、改正前までは印鑑証明書の発行がマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアなどに設置しているマルチコピー機から発行できることとなっておりますが、改正後では、スマートフォンに読み込ませたＩＣチップの情報の使用でもマルチコピー機から発行できるように追加したものとなっております。

本件の改正内容としましては以上であります。

印鑑証明書の発行以外のサービス、住民票ですとか戸籍等につきましては、条例改正の該当がなく、スマートフォンに読み込ませたＩＣチップの情報で利用できるようになっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第６号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第１５ 議案第７号 まんのう町介護保険条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第15、議案第7号 まんのう町介護保険条例の一部改正について件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号のまんのう町介護保険条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする第9期介護保険事業計画に基づいて介護保険料等を改定するものでございます。

介護保険料は第9期介護保険事業計画策定委員会で期間中に要する介護給付費の見込み等を協議した結果、保険料基準額を月額6,900円、年額8万2,800円に決定いたしました。現行の介護保険料との比較は月額400円、年額4,800円の増額となります。この基準額を基に所得段階に応じた介護保険料の年額が決定されます。この所得段階についても、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に基づき、現行の9段階から13段階へと改正する内容となっております。

この条例の施行日は令和6年4月1日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第8号 美合辺地に係る総合整備計画の策定について

○白川正樹議長 日程第16、議案第8号 美合辺地に係る総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号 美合辺地に係る総合整備計画の策定についての提案理由の説明を申し上げます。

辺地に係る公共的な施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項で定義される辺地は、まんのう町においては、琴南地区の美合辺地、仲南地区の塩入辺地、本目辺地の3地域となっております。同法第3条第1項の規定に基づく当該辺地に係る総合整備計画が令和5年度をもって終了することから、令和6年度から令和10年度までの5か年の総合整備計画を定めようとするものであり、同条同項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

当該計画に登載されることにより、地方交付税において有利な措置を受けることのできる辺地対策事業債の発行が可能となります。

美合辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、前計画の勝川及び川奥地域でありましたが、区域を広げ、中通、川東及び勝浦の全域といたします。

新たに治山事業、西谷地区防火水槽設置事業、町道改修及び舗装事業の実施を計画するものでございます。

なお、辺地の概況、整備を必要とする事情及び整備計画は、おのこの別紙総合整備計画書に、また、辺地の区域や個別計画につきましては、参考資料にお示しをしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6 番 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 辺地の総合整備計画が策定し直されること、誠に慶賀至極かと存じます。旧計画よりも指定地域を広げたというのは非常に誠に結構な方向性であって、高く評価したいと思います。

ただし、これ、要は辺地債に充当すべき事業を拾い出してであると、端的に見ればそう見えていいわけですが、総合整備計画とあります。美合地区において最も重要な施策といえば、やすらぎ荘があって、高齢者福祉の拠点であるということであります。それから支所があって、総合的な拠点性をあそこが発揮するということであります。

もう一つは、琴南振興公社に多種類のありとあらゆる施設の運営を任せていて、そのの利用者を増やし、人口増が見込めないならば、来訪人口を増やし、交流を盛んにするという地域振興施策が大きな眼目としてあります。そして、ソフト事業としては琴南未来会議が種々地域の英知を結集して活動しております。こうしたことに触れられてない総合整備計画というのは誠に残念至極であります。

琴南地域の振興を図るための手だてをどのように論議されたのか、この後、どのように手だてを講ずるのか。とりわけ過疎地域活性支援法に基づいて整備した施設が老朽化を迎える時期になります。そのことについて全く触れてないのは解せない。これについて町長の答弁を求めます。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 竹林議員さんの御質問についてお答えします。

今回の計画につきましては、辺地対策事業債を主に活用するような計画として考えております。

また、おっしゃってございました過疎対策事業債につきましても、町のほうとしても、今後、令和5年1月に改定して、前任の課長のほうから議会のほうに御承認をいただい

ると思っておりますので、今後、それらのものを含めて検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 辺地財特法は辺地債の根拠法令でありまして、過疎法より有利なんですね。過疎法は元利償還金の7割後年度負担ですが、辺地財特法は8割負担、合併特例債が7割ですから、辺地総合整備計画にのせておいて資金調達に出るということが最も望ましいわけでありまして、この計画を充実させておくことが起債計画を駆使できることになろうかと思えます。

ただし、過疎法では大きな金額が充当されますが、辺地財特法では指定地域が狭かったものですから、小さな金額しか県に枠配分がない。これを調達するには、町長が積極的に県を巻き込んで総務省に働きかけねばならない。時間がかかるわけでありまして。辺地財特法を使いこなす町でありたい。それにはプランが要る。過疎地域活性化法を駆使した琴南の精神を継承しようではありませんか。

エピアみかどの辺りは過疎債に加えてふるさと財団の有利な起債を調達しましたね。ふるさと財団の資金は有利過ぎて、会計検査院から指摘されてなくなっておりますけれども、しかし、琴南はエピアみかど周辺のものに辺地債を使ってない。チャンスはこれからです。町長が陣頭されることを念じておきます。以上です。答弁は結構です。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 この辺地度の点数102点ですね。これはどういう形になっていくのかをお聞きしておくのと、この点数によって辺地債の事業名がどの程度までいけるのか、関係あるのかどうかをお聞きいたします。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 川原議員様の御質問にお答えします。

こちらにつきましては、辺地度の点数が100点以上であることということで、主にこの内容につきましては、まずは小学校、中学校、高等学校、医療機関、郵便局、それと近隣の市役所、そういったものを各決められた距離数とかに乗じて点数を出しております。美合につきましては102点で、今回100点以上なんで、美合地区につきましては、今回の102点ということで対応するというところで、県のほうに計画を出して、国のほうに上げているというふうに思っております。

それともう一つ付け加えますと、地域の中心を含む5平方キロメートル以内の面積の中に50人の人口以上を有するというようなものも付け加えられますので、今回、美合地区につきましては、529世帯の世帯があるということで、これにつきましても、50人以上の人口を要するというところで、御説明さしあげておきます。以上です。

事業料につきましては、各課並びに支所について、この事業の中に希望をお聞きいたしまして、財政のほうと調整いたしまして、ここに事業として計上させていただいております。

す。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 そうしますと、100点を超えた場合は、非常に点数の悪いところ、高いところ、要するにもっと辺地なところも100点のところも対応は一緒だと、こういう解釈ですね、どうですか。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 川原議員様の再質問についてお答えします。

100点以上でありますんで、150点であってでも、この事業は同じということで御説明させていただきます。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第9号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について

○白川正樹議長 日程第17、議案第9号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、さきに御説明いたしました議案第8号と同様の理由により、辺地に係る公共的な施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

塩入辺地に係る総合整備計画は、前計画に引き続き、林道塩入三野線舗装事業を継続実施することと、林道小弥谷左岸線道路改良事業を新たに計画に加えるものでございます。

なお、辺地の概況、整備を必要とする事情及び整備計画は、おのこの別紙総合整備計画書に、また、辺地の区域や個別計画につきましては、参考資料をつけておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 塩入の総合整備計画書、これがあれば辺地債の申請ができるということであります。先ほどの美合のことと話の骨格は同じであります、塩入地域の特性を

考えてみますと、七箇地域、ここは旧名で言いますと、県道三好丸亀線が県境を越えて抜けないことには、あの地域の発展はないというのが県道の改築、大改修を求める期成会ですね。しかし、これは美馬へ抜けとるやつと猪ノ鼻トンネルへ抜けとるやつとがある間でなかなか難航されると。後藤田内閣官房長官がおいでる間に何とかといって頑張っておったのはあれであります。

もう一つ、七箇地域の振興と考えたときには、定住人口を増やせる見通しは暗い。交流人口だ。来訪人口だ。それで造ったのが塩入温泉であり、塩入ふれあいロッジであり、ふるさと研修館であり、塩入健康センターでありました。

ふれあいロッジは農水省の山村振興の補助金がありまして、あとは過疎債でほとんど金が必要にできた。塩入温泉は箱物施設の補助金がなくなった時代でありましたので、香川県に6,000万円か8,000万円ぐらいしか辺地債枠がないのを、2億8,000万円の辺地債の調達に我々は動いたわけであります。熱を込めて県にしゃべると、自治振興課の係長が総務省から来た総務部長に話した。こんなのが来ると。私は香川県には6,000万円か8,000万円しか枠がないと、帰って町長にしょんぼりと報告せないかんと思ったら、電話がかかってきて、総務部長が会いたい言いよる、竹林さん来いや、参りますと。総務部長にあそこの施設がどのような経済効果を生むのか、にぎわいを創出し、人々の生きがいを育み、産品の創出を促すのか説いたところが、竹林さん、2年に分けたら使えんことはない。総務省から見れば北海道から沖縄までの間の調整でありまして、執行残の枠ができたときに振ってくれるということであります。熱を込めたら辺地債という8割元利償還金をくれる有利な起債が、枠は小さくてもぼんとくれるわけであります、これには作文次第で。地域を活性化しようとする地域振興の視点が要る。住民の福利厚生を増進しようという意欲に満ちた作文でないとならん。

経年変化があつて、老朽化が進む、当たり前だ。造って三十数年もすれば傷む。敷地もできとるし、あるところを直したらいいんじや。一から造るより安いわ。時代は変わった。公共施設をリニューアルするための地方債を用意してくれている。私たちの時代には辺地債しかなかったのが、今は過疎債が使える。臨時防災債の名目だって作文次第で使えなくはない。

総務課長は財源調達を極めてよく研究して、有利な運営をしてくれて、我が町は健全な財政状態。しかし辺地債の政策メニューを各課長に見てほしい。教育施設から福利厚生施設からありとあらゆるものが辺地債のメニューにある。課長方が職員を牽引して、入念な調査をして、談義して、塩入辺地の総合計画を立ててほしい。

地蔵前ダムは急傾斜地にあつて、我が町の水源ではあるが、しゅんせつの必要性ができてはしていないか。小弥谷川やあの谷にある砂防ダムは土で埋まってしもて上が水が流れよる。追加の砂防ダムや治山ダムは要りはしないのか。それは県がやるのかもしれない。しかし、町が言い出さずしてどうする。塩入辺地を含む七箇地域全体の振興を考える視点で町役場が研究・討議されることを望む。専門家を招致してよい。古うなったら直し

たらええんじゃ。営業用の施設は十二、三年たったらめげ始めます、水回りは。それから家庭用のは20年超えんとめげん、使う時間が限られとるから。直すんやったら造るより安いもんじゃ。お金の調達は多種多様にある。省庁の交付金も使えるものがあるかもしれない。皆さん方に求めたいのは収支採算性、費用対効果だけではない。この地域をどのような地域として活性化するのか、地域振興の視点である。過疎債の立案はそのまさに研究・討議する好機である。町長の答弁を求めます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

貴重な提言をいただきましたので、全課挙げて計画に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 この塩入辺地が点数が174、これは次のもんにも出てきますが、100点以上であればというんであれば、地域を拡大することを検討したことがあるのかお聞きします。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 川原議員さんの質問にお答えします。

こちらにつきましては、塩入地区は前年度の辺地総合整備計画から引き続きの計画として、新たに、今回、小弥谷左岸線の改良工事を含めたものでございますし、そのほかにつきましては、近隣では本目地区とかもございまして、この地区はこの地区、本目地区は本目地区で総合計画を実施していきたいというふうに思ってます。以上です。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 先ほど課長の答えの中で、次は本目という字句が出ましたので言いますが、ちょうど塩入と本目の中間が残る。私が質問したのは、この議案についてお聞きしたんです。塩入地区の拡大を検討したことがあるかないか。ないんだっらないと言ったらいいんです。あるのに、検討はしましたけど、塩入地区は塩入地区でいくと。次の議案に出てくる本目の関連があって、こうなりましたというんであれば、それでよし。検討したことがあるかないかを聞いておるわけで、そこはどうですか。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 川原議員さんの再質問についてお答えします。

先ほどの御質問につきましては、検討を今の時点ではしておりません。以上です。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これはやっぱり勉強不足じゃないですか、担当課長。なぜ塩入がやるのであれば、検討していかんだら仕方ない。なぜ勉強せん、研究せんのですか。執行長としてもそういう話は聞いてないんですか、どうですか。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 川原議員さんの再質問についてお答えします。

今、各課のほうで辺地事業につきましては周知をさせていただいて、各課からのほうの事業の御要望がなかったというふうに記憶しておりますので、また新たに、再度、議員さんの御質問によりまして、新たにまた各課のほうに周知徹底させていただいて、もし事業があれば、辺地計画の見直しを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第10号 本目辺地に係る総合整備計画の策定について

○白川正樹議長 日程第18、議案第10号 本目辺地に係る総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第10号 本目辺地に係る総合整備計画の策定についての提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、さきに御説明いたしました議案第8号と同様の理由により、辺地に係る公共的な施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本目辺地に係る総合整備計画は、土砂災害警戒区域に指定されており、急傾斜地の崩壊による災害から地域住民の生命を保護し、民生の安定と国土の保全を資することにより、急傾斜地崩壊防止事業を新たに計画に加えるものでございます。

なお、辺地の概況、整備を必要とする事情及び整備計画は、おのおのの別紙総合整備計画書に、また、辺地の区域や個別計画につきましては、参考資料をつけておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。

質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 辺地債を上手に使えば、財政負担少なく、本町の公共事業の量を確保できるというわけであります。

この本目地区は、財田川が山から出てきて平らになるところであります。どういうことかということ、流れが緩やかになるけど、上から水がいっぱい落ちてくるということです。

財田川本流が川幅いっぱいになると、本目橋は半分流された。水が出るんです。財田川本流の水位が上がると、本目の地域の農業用排水路からの水が本流の水に弾き飛ばされて入れん。そしたら本目に降った水が本目の中にたまり始めるという悩みがあります。これは河川でやるのか土地改良の農道でやるのか、土木の担当課長に検討してもらいたいですけど、非常に圃場整備も進み、ため池もかちっとして、農道も町道もかっちりした、本当に基本的にインフラは整っておるんですけど、水の出、それで排水で内面浸水というのですか、それが悩みですよ。これあたりはこの総合整備計画に載せてもらえんかなと、そんなに思うわけでありまして。

道德寺橋は立派になりましたけど、本目橋は半分流されたところだけ直した。災害復旧事業やから原形復旧で最低限しかしてない。立派な橋になっとるわけではないですね。その辺を総合整備計画に盛り込んでもらえるのかどうか、執行部の側から現状掌握を常任委員会に説明していただいて、その辺りの水対策、防災対策という視点で防災対策債を使えるかも分からん、過疎債を使えるかも分からん、辺地債を使えるかも分からんということでありまして。

でも辺地対策債はインフラ整備、ハードにしか使えんと思いますが、ソフト事業をやろうと思ったら過疎債はオールマイティーですね。それを執行部の中で、資金の調達には総務課長のところやと任せてしまわんと、上手に資金調達の作戦を練る役場になってもらいたい。以上であります。町長の答弁を求めます。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

今、提言いただきましたとおり、総合的に判断して計画を立てていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありません。

15番川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、関連ばかりなるんですけど、151点、これは先ほど出た塩入と、今、今回の本目、これは中間が抜けとるんですね。だから、私、問いよる。本目のほうが後からやから一緒に言わなんだけども、塩入と中抜けで本目と、こうなっとるでしょ。現地を御存じですか。なぜこれを飛ばしたか。ぱっと見たらすぐ分かるんですよ。ここの考え方をちょっとお聞きします。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 川原議員さんの質問についてお答えするんですけど、その中間の抜けている場所といたら、すみません、教えていただけたらと思うんですけど。

○川原茂行議員 久保です。

○鈴木企画政策課長 久保。

○川原茂行議員 塩入、久保、本目となる。久保だけが抜けてる。

○鈴木企画政策課長 今、塩入地区と本目地区との地図を、真横ではつながっている

部分なんですけど、それ以外のところの久保地区ですかね。

○川原茂行議員　そうです自治会で言う久保です。

○鈴木企画政策課長　それはまた後からちょっと教えていただいて、すみません、よろしくをお願いします。

○白川正樹議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長　これをもって質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１０号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で２時２０分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時０６分

再開　午後　２時２０分

○白川正樹議長　休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第１９　議案第１１号　字の区域の変更について

○白川正樹議長　日程第１９、議案第１１号　字の区域の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました、議案第１１号の字の区域の変更についての提案理由を説明申し上げます。

字の区域の変更について、地方自治法第２６０条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この字の区域の変更を必要とした理由として、土地改良法第８５条第１項の規定により、まんのう町佐文において県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（圃場整備事業）佐文地区を施行したことに伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったため、新字界を定めるものであります。

それでは、詳細について御説明申し上げます。

別紙、字界変更調書を御覧いただきたいと思います。

まんのう町佐文字北岡に編入する区域として、佐文字中筋３５５、３５７－１、３５７－７に隣接する道路、水路である町有地の一部を佐文字北岡に編入するものであります。

位置、場所については図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長　これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 11 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 20 議案第 12 号 まんのう町道路線の変更について

○白川正樹議長 日程第 20、議案第 12 号 まんのう町道路線の変更についての件
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 12 号のまんのう町道路線の変更につ
いて、提案理由を説明申し上げます。

なお、路線の変更については、道路法第 10 条の第 3 項の規定により、議会の議決を求
めるものでございます。

今回、提案路線名、片岡東線につきましては、地元住民の生活基盤道路となっており、
今後、町道として整備していくための終点の変更であります。

なお、位置、場所については、別紙のとおり図面を添付しておりますので、御参照いた
だきたいと思っております。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあく
までも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 12 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 21 議案第 13 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更について

○白川正樹議長 日程第 21、議案第 13 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更
についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 13 号 中讃広域行政事務組合規約の
一部変更について、その提案理由を申し上げます。

中讃広域行政事務組合規約の一部変更につきましては、規約第 3 条第 3 号オ「ごみ処理
施設集約化計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関すること」に係る負担割合につ
いて、事業の内容が明確になったことに伴い、細分化して定めるため、別表の改正を行う
ものです。

規約第3条第3号オの負担割合につきましては、これまで「計画ごみ量割」のみとしておりましたが、これを「計画の策定及び事業の実施に要する経費」、「運営管理及び地方債の元利償還に要する経費」及び「施設解体及び施設解体に係る地方債の元利償還に要する経費」に分類し、それぞれの負担割合を定めるものであり、これら組合規約の所要部分を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第14号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号

日程第23 議案第15号 令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号

日程第24 議案第16号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号

日程第25 議案第17号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号

○白川正樹議長 日程第22、議案第14号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号から日程第25、議案第17号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号までの4件については、関連がありますので一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第14号の令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号について、その提案理由を申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,923万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億1,722万8,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、8ページの第2表を御覧ください。令和6年度へ繰越しをする24事業について、繰り越して使用できる経費の上限を定めるものでございます。

第3条の地方債の補正は、9ページの第3表を御覧ください。これは起債の目的にある

それぞれの事業について、限度額の変更及び廃止をするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

第1款町税は、個人住民税、たばこ税の増額等により1,959万5,000円の増額です。

16ページをお開きください。

16ページの第3款利子割・配当割交付金から22ページの第9款地方特例交付金までは、それぞれの歳入決算見込みにより補正をしております。

23ページをお開きください。

第10款地方交付税は、普通交付税の歳入決算見込みにより4億2,871万4,000円を増額しております。

24ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金866万2,000円の減額は、主に急傾斜地崩壊防止対策事業分担金の減額によるものでございます。

26ページをお開きください。

第14款国庫支出金6,994万5,000円の増額は、主に物価高騰対応重点地方創生臨時交付金の増額によるものです。この増額には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金からの組替えも含まれます。

右側27ページを御覧ください

第15款県支出金1億3,364万円の減額は、主に力強い水田農業整備事業補助金など、農林水産業費県補助金9,179万3,000円の減額などによるものでございます。

28ページをお開きください。

第16款財産収入は1,215万9,000円の増額です。これは主に土地受払収入を増額したことによるものでございます。

30ページをお開きください。

第18款繰入金4億7,416万5,000円の減額は、主に減債基金繰入金を4億6,732万4,000円減額したことによるものでございます。

右側31ページを御覧ください。

第19款繰越金を1億5,106万6,000円増額し、繰越金総額を5億10万8,000円といたしました。これは前年度繰越金でございます。

32ページをお開きください。

第20款諸収入502万4,000円の減額は、主に延滞金283万5,000円の減額、長寿社会づくりソフト事業交付金177万6,000円の減額によるものでございます。

右側33ページを御覧ください。

第21款町債1億180万円の減額は、主に第1目総務債において、臨時財政対策債を1,730万円減額、定住促進対策事業債を1,400万円減額、第6目土木債において、急傾斜地崩壊防止対策事業債を1,000万円減額、第7目消防債において、消防屯所整備事業債を1,780万円減額したことなどであります。なお、臨時財政対策債以外の減額は決算見込みによるものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明いたします。

34ページをお開きください。

第1款議会費は305万1,000円の減額です。これは主に費用弁償の減額によるものでございます。

右側35ページを御覧ください。

第2款総務費は6,390万8,000円の減額です。これは主に第1項第17目集会場費を1,183万8,000円減額し、36ページをお開きください。第21目地方創生推進事業費を1,728万2,000円減額したことなどによるものでございます。

38ページをお開きください。

第3款民生費は1,042万9,000円の増額です。これは主に第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費において、物価高騰対策支援事業費を5,726万6,000円増額したこと、右側39ページの第2項児童福祉費、第3目児童措置費において、児童手当給付費を1,821万円減額したこと、第5目認定こども園費において、認定こども園管理運営費を合わせて1,590万円減額したことなどによるものでございます。

40ページをお開きください。

第4款衛生費は5,792万2,000円の減額です。これは主に第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費において、保健予防事業費を1,369万8,000円減額したこと及び第2目予防費における予防接種費を1,270万円減額したことなどによるものでございます。

42ページをお開きください。

第6款農林水産業費は9,414万3,000円の減額です。これは主に第1項農業費、第3目農業振興費において、力強い水田農業整備事業補助金5,520万円の減額などによるものでございます。

44ページをお開きください。

第7款商工費は6,684万2,000円の増額です。これは主に商品券発行事業費の物価高騰対策分の増額補正によるものでございます。

右側45ページを御覧ください。

第8款土木費は6,517万3,000円の減額です。これは主に第3項河川費、第4目急傾斜地崩壊防止対策費を4,160万円減額したことなどによるものでございます。

46ページをお開きください。

第9款消防費は2,336万8,000円の減額です。これは主に第1項消防費、第4

目消防施設費において、消防屯所等整備工事費を1,300万円減額したことなどによるものでございます。

右側47ページを御覧ください。

第10款教育費は3,805万円の減額です。これは主に第2項小学校費、第1目学校管理費において、小学校管理運営費を2,620万円減額したことによるものでございます。

50ページを御覧ください。

第12款公債費1,000万円の減額は、長期債償還利子の減額によるものでございます。

右側51ページを御覧ください。

第13款諸支出金では2億6,011万2,000円の増額です。これは主に第3項基金費、第1目財政調整基金費において、積立金を2億3,000万円増額したことによるものでございます。

なお、52ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、議案第14号の令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第15号の令和5年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

55ページをお開きください。

第1条第1項の事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億76万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,149万1,000円として、第2項直営診療施設勘定内科の予算額から歳入歳出それぞれ670万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,130万円とするものです。

それでは、事業勘定から説明いたします。事項別明細書65ページをお開きください。

歳入の主なものといたしまして、それぞれ決算見込みにより、第1款国民健康保険税において1,454万6,000円を減額し、第6款県支出金において、普通交付金及び特別交付金合わせて7,630万3,000円減額、第10款繰入金では、一般会計繰入金を974万1,000円減額計上いたしております。

66ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものといたしましては、第2款保険給付費において、年間所要額の決算見込みにより、全体で9,590万円の減額、第3款国民健康保険事業費納付金において、こちらも決算見込みにより、全体で2,100万円減額、第7款基金積立金では、財政調整基金積立金として2,000万円を増額補正しております。

次に、直営診療施設勘定内科について御説明申し上げます。

７７ページをお開きください。

歳入の主なものとして、それぞれ決算見込みにより、第１款診療収入において３４２万８，０００円減額、第６款繰入金において、一般会計繰入金及び事業勘定繰入金を合わせて２８９万円減額計上いたしております。

７８ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第１款総務費において１４０万円の減額、第２款医業費において、医療用機械器具費など医業費全体で合わせて５３０万円を減額計上いたしております。

以上、議案第１５号 令和５年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第２号につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第１６号の令和５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第２号について、その提案理由を申し上げます。

８１ページをお開きください。

第１条の歳入歳出の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，０２３万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億３，１８３万８，０００円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明しますので、事項別明細書８９ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、第１款後期高齢者医療保険料を１，０２３万８，０００円減額計上いたしております。

９０ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものといたしましては、第２款後期高齢者医療広域連合納付金を１，０３３万８，０００円減額しております。

以上、議案第１６号 令和５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第２号について御説明申し上げました。 （川原茂行議員退席 午後２時４２分）

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第１７号 令和５年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第２号について御説明申し上げます。

９３ページをお開きください。

第１条の歳入歳出の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億２，１９６万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２６億７，６５８万７，０００円とするものでございます。

それでは、歳入から御説明しますので、事項別明細書１０１ページをお開きください。

歳入の主なものとしては、第４款国庫支出金において、決算見込みによる補正として３，０９２万５，０００円減額、第５款支払基金交付金において３，２０４万９，０００円の減額、第９款繰入金において、一般会計及び基金繰入金を合わせて４，１２６万４，００

0円を減額計上いたしております。

102ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものといましては、第2款保険給付費において、介護サービス等諸費など、合わせて1億1,620万円減額しております。

104ページをお開きください。

第5款地域支援事業費において、右側105ページの第4項介護予防・生活支援サービス事業費230万円の減額など、合わせて390万円減額補正しております。

以上、議案第17号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。議案第14号から議案第17号までの4件はそれぞれ委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、健全至極やな。揺るぎない財政運用と敬服申し上げます。

歳入を見よったら、地方交付税が4億円を超えて入ってきたから、繰入金を減らしとる、基金から繰り入れるのを減らして。歳出を見たら、物価高騰分の、これは政府の交付金がどかんと来とると思うんで、うち持ち出ししないと思う。それからコロナ商品券、これも政府からお金が来とって、ほぼ持ち出しはないんやないかなという。あとは減額補正ばかりで、基金へまた積んどるわな。積極財政で、結構、公共インフラ整備やよそにない目新しいことをたくさんやってるのに、何でこんな健全なんやろかな。職員方もついとる予算を使っ飛ばしてしまえではなくて、きっちり残額を減額補正出して、うちの役場の職員たちの意識は非常に規律正しい、適格と申し上げたいです。

でも、町長、私も弱つとるんですよ。全体を見たらそうやけど、この補正予算審議、私のところの所管の常任委員長にこれは審議拒否するかと申し出ようかどうか迷いよるんですよ。何でかいうたら、春から町政報告で民生費のところはほとんど中身が報告されてない。地方自治法は6月、9月、12月と3か月ごとに執行状態を点検しながら決算を迎え、株式会社法も会社法も四半期ごとです。法人というのはみんなそうすることになってる。しかし、途中の実績報告がないまま、補正予算審議の案が出てくるとは、これはいかなることか。職員たちは懸命に仕事をしていることを私は知っている。しかし、職員たちの努力というのは、ほとんど民生費においては報告されていない。民生費の成果報告、町政報告を見ますと、5月には社会福祉協議会と民生委員のは報告しとって、そして包括支援センターが何しよるかは報告しとる。地域福祉計画、地域福祉活動計画、高齢者福祉、介護保険計画を策定するという説明をされた。実績報告なし。6月だから、私、このときはまだ5月ぐらいまでやからしょうがないかなと思った。それで9月のを見たら、令和4年度

の決算の審査の資料が、ほぼ的確に、私から見たら不安も多いけど、報告されている。それ中心で、現年度の執行状態はほとんどされてない。

1 2 月は介護保険の実績が報告されて、介護保険計画と格闘している様子は分かった。乳幼児医療や国民年金に入った出た、児童手当や障害者福祉年金、障害者自立支援法の給付とか、特別会計の介護保険も、国民健康保険も、国民健康保険は琴南の診療所は報告されている。立派な報告です。ほぼ皆無なんです。そして、この2月の町政報告においては、介護保険料の算定のところだけ、それが非常に今年度の重要なことであるというのは分かるんですけども、実績報告を3か月ごとにトレースしながら、決算前の補正予算を決めてやるというのが年度運営であります。地方自治法の根幹のトレースの仕組みが機能してない。この状態で補正予算審議をしろということのかと。町長、いかが御説明なさいますか。

○白川正樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 竹林議員さんの質問にお答えします。

一般企業であれば、第3四半期ごとに報告というところがあるかと思いますが、町の財政については、1年に1回、この決算報告書しよる。予算的なものを、途中、年度で締めて報告すべきか、中の内容をどう報告していくかというのをまたちょっと今後検討させていただいたと思います。報告の仕方について、またちょっと勉強のほうをさせていただいたと思います。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 特別会計の国民健康保険や介護保険なんかも、大きな支出の金額だけの四半期ごとのトレースはずっと出てましたね。それから、県単独や町単独の医療費の補填なんかは本町の特色あるもので、香川県下を牽引した先導的なものでしたね。その実績もきちんと報告された。これは今年度は皆無であります。

課長が報告の仕方を検討しているのかなと。6月はしといて9月に出てくるのかな、出てこん。出てこんまです。よ。

この予算書だけでは行政の執行状態が、住民の福利厚生を増進するためにどのような活動をしたのか報告されていない。出張したり会議したのは報告されてますよ。私は対前年度の数値を見な分からん、前年度数値を入れてもらうように持ってきた。それから、医療費やって金額だけでいかんがなと。インフルエンザが減ったんか、増えたんか、肺炎が減ったんか、増えたんか、がんが減ったんか、増えたのか、中身を見なんだら手を打てんやないかと。それは私の一般質問に対して一度答えてくれたけど、私は町政報告の中で医療費の中身の説明を受けて、保健師がそれを見ながら手を打つと。インフルエンザワクチンを接種したから、インフルエンザがこんなに少なかったと。接種したけど多いままやっただと。こういう論議して、経営の中身を、本町予算の大体160億円か170億円ぐらいあると思いますけど、その半分は民生費ですよ。その巨額予算を執行しているところが、職員たちの努力を無にして、全く報告しないとは何事か。課長に求める。常任委員会まで日にちがある。課員たちは県に報告するため、何するため、自分たちの手元で集計してい

すので、よろしくお願いします。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 客観的に実績トレースを受けないことには、補正予算の審議にならないですね。課長が就任前というのは最低限です。そこまでは職員たちもずっとやっとなんやからできるはずや。そこからプラスアルファして、どこまで改善したかが腕の発揮どころになるんだと申し上げます。どこまでやれるか、常任委員会の発会のお楽しみにしております。常任委員長には決意を持って私は申し上げるつもりです。以上です。答弁結構。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は総務常任委員会に、議案第15号、第16号、第17号は教育民生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第26 議案第18号 令和6年度まんのう町一般会計予算（案）

日程第27 議案第19号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）

日程第28 議案第20号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）

日程第29 議案第21号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第26、議案第18号 令和6年度まんのう町一般会計予算（案）から日程第29、議案第21号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）までの4件については、関連がありますので一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第18号の令和6年度まんのう町一般会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算総額は117億1,000万円で、対前年度1億2,000万円の減額、1.0%減となっております。

13ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。

歳入予算につきましては、自主財源の根幹をなす町税について、対前年度1,749万8,000円の増額、0.9%増となっております。町税につきましては、今後とも収納率低下を招くことのないよう、住民の公平負担の観点からも、収納率向上に向け、一層努力してまいります。

10款の地方交付税は、前年度比1億円増額の2.5%増で、41億7,300万円となっております。普通交付税では1億円の増、特別交付税は昨年度同額といたしております。

18 款の繰入金は対前年度 1 億 3, 313 万 6, 000 円の増額、10.4%の増で、14 億 947 万 4, 000 円となっております。財政調整基金繰入金の増が主なものとなっております。

21 款の町債は対前年度 4 億 7, 800 万円の減額、33.7%の減で 9 億 4, 070 万円となっております。

14 ページをお開きください。

歳出予算につきましては、前年度と比べて商工費、土木費、消防費、教育費が減少し、その他の款は前年度を上回っています。

歳出全体といたしましては、昨年と同様、民生費が全体の 27.9%と、最も大きなウェートを占めております。

9 ページを御覧ください。

これは第 2 表地方債で、目的、限度額、起債の方法、利息及び償還の方法を定めております。

3 ページをお開きください。

第 3 条の一時借入金は最高額を 10 億円と定めるものでございます。

第 4 条は、地方自治法第 220 条第 2 項のただし書の規定により、歳出予算の各項の間で流用ができる経費について記載いたしております。

概要の説明は担当の総務課長より申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 それでは、私のほうから、お手元に配付しております令和 6 年度当初予算の概要に沿って御説明申し上げます。

それでは、当初予算の概要 3 ページをお開きください。

一般会計当初予算の総額は 117 億 1, 000 万円、対前年度 1 億 2, 000 万円、1.0%減となりました。

特別会計予算につきましては、それぞれ第 1 表令和 6 年度当初予算の状況でお示ししております。

なお、下水道特別会計及び農業集落排水特別会計につきましては事業会計に移行、浄化槽整備推進事業特別会計は廃止となっております。

次に、6 ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の状況について御説明いたします。

まず、歳入予算につきまして、6 ページの第 2 表令和 6 年度一般会計歳入予算の内訳で款ごとの金額を前年度と比較してお示ししております。主なものを御説明いたします。

8 ページをお開きください。

第 1 款町税は 20 億 7, 280 万 5, 000 円を計上しておりまして、前年度より 1, 749 万 8, 000 円の増額、対前年度 0.9%増となっております。主な要因といた

しましては、町たばこ税が対前年度1,422万円の増額、13.8%増によるものでございます。

次に、第10款地方交付税は、令和6年度も全体として前年度算定額に国の推計増減率等を考慮して計上しております。当町は令和3年度より5年間の激変緩和措置期間が終了し、通常算定に入っているわけですが、個別算定経費である合併特例債償還金などの算入金額増加が見込まれる観点から、地方交付税は前年度比1億円増額、2.5%増の41億7,300万円としており、そのうち特別交付税は昨年度同額の2億6,400万円としてございます。

右側9ページを御覧ください。

第14款国庫支出金は8億389万1,000円、対前年度1億7,430万6,000円増額、27.7%増を計上いたしました。主にデジタル田園都市国家構想交付金が皆増したことによるものでございます。

第15款県支出金は7億8,398万4,000円、対前年度6,497万7,000円減額、7.7%減となっております。主な要因といたしまして、農林水産業費において農業振興費補助金などが減少したことが挙げられます。

第18款繰入金では14億947万4,000円、対前年度1億3,313万6,000円増額、10.4%増を計上いたしました。主な要因は、施設整備などの事業実施による財源対策のための財政調整基金繰入金、対前年度1億3,615万4,000円の増加によるものでございます。

第21款町債は全体で9億4,070万円、対前年度4億7,800万円減額、33.7%減を計上いたしました。主に仲南支所周辺整備事業や四条公民館整備事業等へ充当する起債額が減少したことが原因でございます。

また、国の発行額抑制による臨時財政対策債は3,560万円減の1,830万円の計上となっております。

今後も町債につきましては、できるだけ発行額を抑制するとともに、町にとって負担が少なく有利な合併特例債、過疎・辺地債等の活用を行ってまいりたい所存でございます。

次に、歳出予算について御説明いたします。

11ページをお開きください。

第3表令和6年度一般会計歳出予算の内訳で款ごとの金額を前年度と比較してお示ししております。また、各款ごとの予算の主な内容は17ページから記述しておりますので、御覧ください。主なものを御説明いたします。

17ページを御覧ください。

第1款議会費は対前年度461万8,000円増額、3.8%増としております。これは主に職員給料の増加によるものでございます。

第2款総務費は対前年度8,812万6,000円増額、4.3%増としております。主な要因は、第1項総務管理費、第1目一般管理費におきまして、統合型GIS再構築業

務委託料の皆増、中讃広域負担金の増加などが挙げられます。

21ページをお開きください。

第3款民生費は対前年度4,718万1,000円の増額、1.5%増としております。主な要因は、22ページ、第2項児童福祉費、第3目児童措置費におきまして、児童手当給付費における扶助費1億1,242万8,000円の増額などによるものでございます。

第4款衛生費は対前年度1,948万6,000円の増額、2.7%増といたしております。主な要因は、右側23ページ、第2項清掃費、第3目分別収集事業費の公用車購入費が対前年度1,243万円皆増したことなどによるものでございます。

24ページをお開きください。

第5款労働費は対前年度8,419万6,000円の増額、952.6%増としております。これは主に勤労青少年ホームにおける吊り天井撤去改修工事費8,400万円の皆増によるものでございます。

第6款農林水産業費は対前年度1億4,864万3,000円の増額、17.7%増としております。主な要因は、右側25ページ、第6目農村環境改善センター費において、満濃農改センター解体工事費が1億3,000万円皆増となったことによるものでございます。

26ページをお開きください。

第7款商工費は対前年度227万3,000円の減額、1.3%減としております。主な要因は、第1項商工費、第1目商工総務費におきまして、職員給料が217万円減額したことなどによるものでございます。

第8款土木費は対前年度1億1,950万9,000円の減額、18.0%減としております。主な要因は、右側27ページ、第4項都市計画費、第2目公園費におきまして、祓川公園便所新築工事費の皆減、第3目公共下水道費において、下水道事業負担金が3,369万9,000円減額したことなどによるものでございます。

次に、28ページを御覧ください。

第9款消防費は対前年度2,970万9,000円の減額、4.9%減としております。主な要因は、第1目常備消防費におきまして、消防車両機器整備事業負担金5,080万7,000円の皆減などによるものでございます。

第10款教育費は対前年度4億4,594万6,000円の減額、25%減としております。主な要因は、30ページを御覧ください。第5項社会教育費、第2目公民館費におきまして、先ほども申し上げましたが、四条公民館整備工事費が対前年度4億780万円減額となったことによるものでございます。

第11款災害復旧費は1万9,000円で、対前年度1,000円の増額です。なお、年度内に風水害などが発生した場合、その復旧費は補正予算により対応したいと考えております。

右側31ページを御覧ください。

第12款公債費は対前年度6,533万4,000円の増額、4.6%増としております。

第13款諸支出金は対前年度1,985万2,000円の増額、10.5%増としております。主な要因は、32ページを御覧ください。第14目ふるさと応援基金の積立金1,598万1,000円、17.7%増などによるものでございます。

第14款予備費は500万円で、前年度と同額を計上いたしております。

なお、各基金の現在高状況は、33ページ、第5表基金の状況を御覧ください。

主たる基金である財政調整基金は、令和6年度末現在高見込みが20億6,700万円で、令和5年度末現在高見込みと比較して、予算上は5億2,000万円の減少となります。

なお、34ページには一般会計歳出予算節別比較表、35ページには合併からの町債残高の推移グラフを掲載しておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、歳出予算の款別内訳について概要説明を終わります。

予算書に戻りまして、予算に関する説明書の115ページから118ページには債務負担行為に関する調書、また、地方債残高に関する調書を添付してございますので、予算書のほうお目通しのほどよろしく願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第18号 令和6年度まんのう町一般会計予算（案）の説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 それでは、ここで一旦説明を切って、質疑を行います。18号だけです。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ちょっと財政全般のところで町長の考えを問うておきたいと思います。

当初予算の概要の3ページを見てください。一般会計と特別会計を合わせると174億8,700万ぐらいとあります。これに事業団で後期高齢者が36億円ぐらいうちの町を使いよると思いますね。そしたらうちの町関連で大体200億円ぐらい動いとると、ざっと見ていいんでないかなと思いますね。

この前提で見えますと、7ページ、今回の予算を我々はどう理解したらいいのか、執行部と我々、見解を共通にしといたらと思うわけです。

7ページを見てください。自主財源というところで1億4,100万円増えてますよね。自主財源が増えたというのは結構な話ですね。依存財源、よそから調達してくるやつが2億6,100万円減つとるんです。この表の表すところは、うちの自主財源比率が高まって、結構な話です。公共事業を減らしたから、四条公民館みたいな大きなのがないから、町債が4億7,800万円減つとる。借りるお金がどんと前の年より減つとるということですから、これはまた、町長、何ちゃ危のうないな。

それで歳出のところをちょっと見ませんか。性質のところを見て、13ページです。ちょっとどうかと、ここを町長に問いたいんですが、予算概要の13ページ、その義務的経費、投資的経費、その他経費とあります。投資的経費が5億2,000万円減つとるんですね。四条公民館とかが減ったからですね。私はこれは5億円も凸凹するんじゃないで、毎年、1億円か2億円の差ぐらいで横ばいに組めんかなと。難しいですね、金額の単位が大きナからね。ここのところの町長の考えを聞きたいです。

繰出金が1億7,200万円減つとるんで、これまた一般会計が負担する負担が軽くなつとるわけですね。性質別のここの分類で見ても、いい方向にいつてるといふ。課長方、自信を持って政府施策を調達に出て、我が町で執行する予算額を増やそうではないか。町の町外から入ってくるお金と我が町が外に払うお金の差引きがマイナスであれば人口は減る。これがプラスであれば人口は維持できる。公共的な支出額を増やすというのは、この収支をプラスに持っていく一つの有効な方法ですね。政府はこれをやり過ぎていますよね、国債を借り回って。

地方債のこの償還額は対前年度よりちょっと上がつとるけど、前の年が1億5,000万円も下がつとるから、何ちゃ不安はないと、このようなことであります。

町長、公共インフラ整備のお金をしっかりやりませんか。先ほど辺地債、過疎債の話もしましたが、職員たちがもっと調査研究して、政府施策は山盛りで資金を用意してくれておりますから、積極財政をやってはどうかと、このような求めであります。町長の考えを問います。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

御指摘のとおり、やはり四条公民館4億円オーバーしておりましたので、それがなくなったこと、農改センターの6年度は取壊しを1億3,000万円ぐらいでやるんですけれども、それとGIS、これも1億4,000万円ぐらいあります。しかしながら、やはり大型事業というのがほぼほぼ整備が終わってきたというのが、このまんのう町の現状であろうかと思ひます。

合併特例債が8億7,000万円ハード部分であるんですけれども、令和7年度で合併特例債は終わりますが、18年度からずっと借り続けておりまして、満濃中学校もあり、いろんなものがありました。過疎債で満濃南こども園、これが10億円を超える額、仲南こども園も10億円を超える額で、仲南こども園につきましては合併特例債を充当したわけなんですけれども、琴南におきましては、総合センターで何億円も合併特例債で使ったという形で、ほぼほぼ大型事業が終了してきたというのが本当のところでございます。今後、情報系で、今、琴南支所のサブセンターをやっておりますけれども、来年度は仲南のサブセンターの更新工事、そして、満濃の役場にあるサブセンターの更新工事が、それが多分1億円を超えるような額になってこようかと思うんですけれども、その大型の箱物というのが、今後、新規でというのが少なくなつてきてございます。そういったことで、先ほ

ど言った合併特例債 86 億 7,000 万円ぐらいは 7 年度でほぼほぼ使い切るような形に、今、考えておりますので、先ほど来、申し上げておりますように、有利な合併特例債でありますとか、先ほどの辺地債でありますとか過疎対策事業債、そして緊防債、これらを有効に活用することで、交付税バックの額が 7 割、そして辺地だったら 8 割あるわけでございますので、そういったことを総合的に勘案しながら、健全な財政運営に今後も努めてまいりますので、その辺、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総務課長の説明は実によく分かって、全くそのとおりで、職員たちが奮励努力して、合併特例債を見事に使い切ったと。しかし、財政負担はちっとも危なくない。私が昭和 30 年から見てきたら、こないに安定した状態はないなど。政府の制度設計や政府が地方を疲弊させては与党が選挙に負けますから、そういうことが大きくしておりますが、政府は無理してますよね。そういうことなんですが、総務課長の話のように、合併後の施設の新しい再編成とかそれは終わった。新しいものはもうあまりないよということでもありますけども、そうでもないのかなと、私、時折申し上げていることがありますよね、町長。

それからリニューアルですよ。ことなみ振興公社の施設やって、あれは過疎法の 3 世代半前に整備したやつですね。それから財田の道の駅も綾川の滝宮のも方々リニューアルして、客商売やから、来てみたら前と違うわ、これは品ぞろえの魅力が一番でしょう。次は施設の魅力、景観でしょうね。もう一つは接客、この三つで勝負するんだろうと思いますけど、少し塩入温泉再開したんですが、塩素管理のことはちゃんとやりましたというけど、新しい売り物なしに再開しとるわ。やっぱり私があそこを今の形にしたときの色ののれんのままやし、小さなことはいっぱいできると思うんですよ。施設のリニューアル、来てみたらまた違うわの、そういう観点で財政運用してくれんかなと、そういうわけであります。

今年度予算について何らの文句があるわけではない。さらに各課長方の調査研究を求める。町長、前向きにやりますか、防御姿勢に徹しますか、これだけお答えください。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

常に前進、前向きで取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これで、議案第 18 号を終わります。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で 3 時 40 分まで休憩といたします。

休憩 午後 3 時 23 分

再開 午後 3 時 40 分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

それでは、続けて議案第１９号から２１号までの説明をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、議案第１９号 令和６年度まんのう町国民健康保険特別会計（事業勘定及び直営診療施設勘定歯科・内科）予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

１２１ページをお開きください。

第１条第１項では、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１億８，０００万円と定めるものでございます。対前年度６，１３０万円の減額、２．７％減となります。

第２項では、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５０万円と定めるものであり、前年度と同額となっております。

第３項では、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，３２０万円と定めるものであり、対前年度４８０万円の減額、７．１％減となります。

第２条では、地方自治法第２２０条第２項のただし書の規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

それでは、事業勘定の歳入歳出予算について説明いたします。

１２９ページをお開きください。

歳入予算では、第１款国民健康保険税２億８，０１６万３，０００円、対前年度５．９％減、第４款使用料及び手数料１５万円、前年度と同額、第６款県支出金１７億１，４６７万１，０００円、対前年度１．７％減、第８款財産収入１４万４，０００円、対前年度４６．９％増、第１０款繰入金１億７，８８６万３，０００円、対前年度７．６％減、第１１款繰越金１，０００円、前年度と同額、第１２款諸収入６００万８，０００円、前年度と同額を見込んでおります。

国庫支出金は皆減となっております。

１３０ページをお開きください。

歳出予算では、第１款総務費１，１６２万６，０００円、対前年度１１．９％減、第２款保険給付費１６億６，９３０万８，０００円、対前年度１．９％減、第３款国民健康保険事業費納付金４億６，０４３万５，０００円、対前年度６．２％減、第４款共同事業拠出金１，０００円、前年度と同額、第６款保健事業費２，２８８万２，０００円、対前年度３．８％増、第７款基金積立金１４万４，０００円、対前年度４６．９％増、第９款諸支出金１，５１０万４，０００円、対前年度７％増、第１０款予備費５０万円、前年度と同額を計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算について説明いたします。

１４５ページをお開きください。

歳入予算では、第5款財産収入6,000円、対前年度14.3%減、第6款繰入金449万4,000円、対前年度0.02%増を見込んでおります。

146ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費432万4,000円、対前年度0.02%増、第2款医業費7万円、前年度と同額、第4款基金積立金6,000円、対前年度14.3%減、第5款予備費10万円、前年度と同額を計上いたしております。

続きまして、直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算について説明いたします。

155ページをお開きください。

歳入予算では、第1款診療収入2,663万8,000円、対前年度21.0%減、第2款使用料及び手数料27万円、対前年度17.7%減、第6款繰入金3,625万8,000円、対前年度14.8%増、第8款諸収入3万4,000円、対前年度27.7%減を見込んでおります。

なお、県支出金は皆減となっております。

156ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費5,050万8,000円、対前年度2.7%増、第2款医業費1,239万2,000円、対前年度33.0%減、第3款施設整備費10万円、前年度と同額、第6款予備費20万円前年度と同額を計上いたしております。

160ページからは給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第19号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第20号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

165ページをお開きください。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,000万円と定めるものであり、対前年度3,490万円の増額、10.4%の増となります。

第2項は歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額について、第1表歳入歳出予算によるというものであります。

171ページをお開きください。

歳入予算では、第1款後期高齢者医療保険料2億6,043万2,000円、対前年度12.3%増、第2款使用料及び手数料2万円、前年度同額、第4款繰入金1億954万2,000円、対前年度6.2%増、第5款繰越金1,000円、前年度と同額、第6款諸収入5,000円、前年度と同額を見込んでおります。

172ページをお開きください。

歳出予算では、第1款総務費106万3,000円、対前年度4.1%増、第2款後期

高齢者医療広域連合納付金３億６，７８２万７，０００円、対前年度１０．４％増、第３款諸支出金６１万円、対前年度１５．１％増、第４款予備費５０万円、前年度と同額を計上いたしております。

以上、議案第２０号の令和６年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第２１号 令和６年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について、その提案理由を申し上げます。

１７７ページをお開きください。

第１条第１項では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２７億４，４００万円と定めるものであり、対前年度９３０万円の増、０．３％増となります。

第２条では、地方自治法第２２０条第２項のただし書の規定により、予算の流用ができる経費について記載いたしております。

それでは、１８３ページをお開きください。

歳入予算では、第１款保険料５億４，４１４万円、対前年度９．７％増、第２款分担金及び負担金４７５万２，０００円、前年度と同額、第３款使用料及び手数料２万円、前年度と同額、第４款国庫支出金６億６，３０９万３，０００円、対前年度０．３％減、第５款支払基金交付金７億２，０１５万５，０００円、対前年度０．５％増、第６款県支出金４億４３９万２，０００円、対前年度０．６％増、第７款財産収入８万３，０００円、対前年度１７．８％減、第９款繰入金４億７２６万円、対前年度９．３％減、第１０款繰越金１，０００円、前年度と同額、第１２款諸収入１０万４，０００円、対前年度８２．８％減をそれぞれ見込んでおります。

１８４ページをお開きください。

歳出予算では、第１款総務費５，００４万９，０００円、対前年度８．３％減、第２款保険給付費２６億３，１０８万円、対前年度０．５％増、第５款地域支援事業費６，１８８万６，０００円、対前年度０．２％減、第６款基金積立金８万３，０００円、対前年度１７．８％減、第８款予備費２５万円、前年度と同額、第９款諸支出金６５万２，０００円、前年度と同額を計上いたしております。

なお、１９８、１９９ページには給与費明細書をつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第２１号の令和６年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 議案第１９号から議案第２１号までの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第18号は総務常任委員会に、議案第19号、第20号、第21号は教育民生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

日程第30 議案第22号 令和6年度まんのう町下水道事業会計予算（案）

○白川正樹議長 日程第30、議案第22号 令和6年度まんのう町下水道事業会計予算（案）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第22号 令和6年度まんのう町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

まんのう町下水道事業においては、本年度をもって下水道特別会計及び農業集落排水特別会計が廃止され、次年度より企業会計となります。まんのう町内には下水道と農業集落排水を合わせて約30.6キロメートルに及ぶ排水管があり、公共用水域の水質の保全に資することを目的として運営を行っております。

1ページをお開きください。

収益的収支の収入につきましては総額2億576万8,000円を計上し、営業収益が5,400万2,000円で、主として下水道使用料で営業外収益の1億5,176万6,000円は、主に他会計補助金及び国庫補助金等で構成される長期前受金戻入であります。

支出につきましては総額2億2,735万円を計上し、営業費用の2億190万8,000円は、主として中讃流域下水道の負担金を含む総係費及び減価償却費であります。

続きまして、資本的収支の収入において9,160万円を計上し、主として企業債であります。

支出は総額1億1,974万1,000円で、主として建設企業債元金償還金であります。

なお、資本的収支の差引不足額2,814万1,000円は、当年度損益勘定留保資金2,814万1,000円で補填させていただきます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第31 議案第23号 まんのう町農業委員会委員の任命について

○白川正樹議長 日程第31、議案第23号 まんのう町農業委員会委員の任命につ

いての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第23号のまんのう町農業委員会委員の任命について、その提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第9条及びまんのう町農業委員会委員の選任に関する要綱に基づき、令和6年1月4日から2月5日まで委員候補者の推薦・公募を行いました結果、関係自治会より19名の推薦がありました。

委員の選定に関する透明性を高めるため、委員候補者評価委員会で各候補者について評価を行い、委員とすべき19名が私に報告されました。私は議案書に記された19名を農業委員として適任であると考えております。任命することについて農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任命予定者氏名を敬称省略して読み上げさせていただきます。

久保一、宮川昭史、鈴木多計士、高橋豊文、秦守、松浦功、栗田美博、中浦優、近藤重義、平川裕子、赤股誠司、堀江祐二、山口靖永、兼若香寿美、林一典、宮井章裕、岩倉節夫、臼杵慶幸、近石義則、以上の各氏であります。

農業委員の任命に際しては一定の条件がありますが、まず、農業委員会法第8条第6項に規定により、「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない委員が最低1人は選任しなければならない」という条件については、平川裕子氏が該当しております。

また、農業委員会法第8条第5項に関しては、同法施行規則第2条第2号の適用により、認定農業者等もしくはこれに準ずる者が農業委員の4分の1以上を占める必要がありますが、委員のうち認定農業者が8名おり、いずれも必要条件を満たしております。

なお、任期は令和6年7月20日から令和9年7月19日までの3年間です。

以上、議案第23号の説明を申し上げますが、御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 委員選の同意には問題ないんですが、関連して、昭和46年に農業者年金が設立いたしております。それはなぜかという、やはり経営移譲して、息子なり誰かに経営移譲すると。そして農業所得があったら、農業者年金はもらえないという枠がございました。その後に、平成14年に改正されておりますが、その農業者年金との関係をちょっと補足説明をお願いしたと思いますので、よろしくお願いします。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼いたします。農林課からお答えしたいと思います。

まずもって、お知らせしなければいけないのは、農業委員会の業務の中には農業者年金

の加入促進というものも含まれておりますので、ここで農業者年金制度についてお示ししたいと思います。あくまでも概要となりますが、ちょっと時間をいただきたいと思います。

まず、農業者年金制度につきましては、国民年金、いわゆる基礎年金の上乗せ年金の一つとなっております。昭和45年の10月から農業者年金基金が設立されまして、それ以降、平成13年までは付加形式で強制加入という形を取っておりましたが、時代の変遷によりまして、少子高齢化ということで、農業者の人口がかなり減ってきたということもあって、平成13年に農業者年金制度の抜本的な見直しが行われております。それを受けまして、平成15年10月に独立行政法人農業者年金基金という組織へ移行されまして、昭和46年から平成13年までの制度と平成14年以降の変更点についてお示ししたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、平成13年までは付加方式であったものが、平成14年以降は積立て方式での支給となりました。それと強制加入だったものが任意加入となったこと、それと保険料の額につきましては、平成13年までは定額であったものが、平成14年からは加入者が決定することができるということで、2万円から6万7,000円まで幅を広げております。

また、支給方法も変わってきてまして、平成13年までに加入された方は65歳までに経営移譲を行った者には経営移譲年金を支給することができること、それと経営移譲せずに65歳となったものには、農業者老齢年金を支給されておりました。平成14年以降は65歳以降から農業者老齢年金が支給されておまして、農業を廃止したときには、原則として65歳以降で特例付加年金を支給されることになりました。

支給の停止の事由でございますが、農業者老齢年金につきましては、毎年1回調査票が受給者に送られてきているかと思いますが、正当な理由がなくて全く質問に応じないとか対応してくれない、そういった場合には支給停止となりますと。

特例付加年金につきましては、受給されとったんやけど、やっぱり農業を再開したというときには付加年金も支給停止となるということでございます。

その他、農業者年金基金法の運用によって、付加年金については支給停止になることもあるようでございますが、それについてはここでは省かせていただきたいと思います。以上です。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 例えば、もう一点お聞きしますが、年金を受給されておる方、その方が農地を取得した場合にはどうなりますか。

○白川正樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 川原議員の質問にお答えしますが、農地を取得した場合は付加年金は支給停止となります。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して、採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認め、委員会付託及び討論を省略し、採決することに決定しました。

それでは、これより議案第２３号 まんのう町農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第３２ 議案第２４号 まんのう町教育委員会委員の任命について

○白川正樹議長 日程第３２、議案第２４号 まんのう町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第２４号 まんのう町教育委員会委員の任命について、その提案理由を申し上げます。

まんのう町教育委員会委員であります中野初美氏が、令和６年５月１２日をもって任期が満了することから、引き続き同氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、まんのう町炭所西３０８番地、氏名、中野初美、生年月日、昭和２８年３月２５日。

なお、委員の任期は同法第５条第１項の規定により、令和１０年５月１２日までの４年間となります。

御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して、採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認め、委員会付託及び討論を省略し、採決することに決定しました。

それでは、これより議案第24号 まんのう町教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○白川正樹議長 日程第33、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、人権擁護委員候補の推薦について、次の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、まんのう町川東、氏名、堀口茂樹。

人権擁護委員は、人権擁護委員法を根拠とし、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましては、現在、8名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されているところであります。

また、人権擁護委員の任期は3年ですが、琴南地区、黒川永二郎氏が諸事情により令和5年11月30日をもって退任されたことに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、後任者として、新たに堀口茂樹氏を人権擁護委員に推薦するものであります。

同氏は、地域において積極的に様々な活動に参加し、地域社会で信頼されております。人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して、採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認め、委員会付託及び討論を省略し、採決することに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任者として答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、3月4日午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後4時13分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 3 月 1 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員